

清掃事業概要

—令和6年度版—

尼 崎 市

目次

第1章 尼崎市の概要		
1	クリーンセンター等所在地	- 04 -
2	尼崎市の位置と面積	
(1)	位置及び面積	- 05 -
(2)	地勢	- 05 -
3	人口の推移	- 05 -
第2章 組織		
1	清掃関連部署機構図	- 06 -
2	事務分掌	- 07 -
3	人員配置表	- 08 -
第3章 施設及び機材		
1	庁舎等	- 09 -
2	ごみ処理施設	- 09 -
3	し尿処理施設	- 11 -
4	車両	- 11 -
第4章 予算・決算		
1	令和6年度当初予算（歳入）	- 12 -
2	令和6年度当初予算（歳出）	- 13 -
3	ごみ・し尿処理にかかる経費	
(1)	ごみ処理経費	- 14 -
(2)	し尿処理経費	- 14 -
(3)	年度別ごみ処理経費の推移	- 15 -
第5章 清掃事業の概要		
1	施策の体系	- 16 -
2	施策	
(1)	ごみの処理	- 17 -
(2)	し尿の処理	- 17 -
(3)	産業廃棄物	- 17 -
(4)	生活環境の保全	- 17 -
第6章 一般廃棄物の処理		
1	ごみ処理事業	
(1)	ごみの収集	- 18 -
(2)	家庭ごみ指定袋制度	- 18 -
(3)	年末年始特別作業	- 18 -
(4)	ごみの処分	- 19 -
(5)	ごみ量の推移	- 19 -
(6)	資源化量	- 20 -
(7)	「紙類・衣類の日」の回収実績	- 20 -
2	ごみの減量化・資源化推進事業	
(1)	広報媒体を通じたPR	- 21 -
(2)	各種印刷物の作成・配布	- 21 -

(3)	ごみ減量及び適正処理に向けた啓発・指導	- 21 -
(4)	市政出前講座等の開催	- 21 -
(5)	生ごみたい肥化容器等購入費の補助	- 21 -
(6)	リユースの促進	- 21 -
(7)	さわやか推進員制度	- 21 -
(8)	資源集団回収運動奨励金交付制度	- 22 -
(9)	「エコあま君」紙資源リサイクル事業	- 22 -
(10)	食品ロス削減事業	- 22 -
(11)	プラスチックごみ削減事業	- 22 -
(12)	資源物回収拠点設置補助事業	- 22 -
3	し尿等処理事業	
(1)	し尿の収集および運搬	- 23 -
(2)	し尿の処分	- 23 -
(3)	公衆便所整備について	- 23 -
(4)	し尿収集量の推移	- 23 -
4	まち美化対策事業	
(1)	散乱ごみ対策	- 24 -
(2)	不法投棄のごみ対策	- 24 -
(3)	まち美化の取組	- 24 -
(4)	クリーンパートナー制度・クリーンフェローシップ制度	- 25 -
第7章 産業廃棄物の処理		
1	指導状況	- 26 -
2	産業廃棄物処理施設設置件数	- 26 -
3	産業廃棄物処理業種別許可業者数	- 26 -
第8章 沿革		
1	ごみ処理の沿革	- 27 -
2	し尿等処理の沿革	- 28 -
3	産業廃棄物処理の沿革	- 28 -
4	清掃事業年表	- 30 -
第9章 使用料・手数料の変遷		
1	使用料	- 39 -
2	手数料 (1)	- 41 -
3	手数料 (2)	- 47 -
第10章 委託業者・許可業者		
1	委託業者一覧表	- 53 -
2	委託業者登録車両等一覧表	- 54 -
3	許可業者一覧表	- 55 -
第11章 清掃関係法規等		
		- 55 -

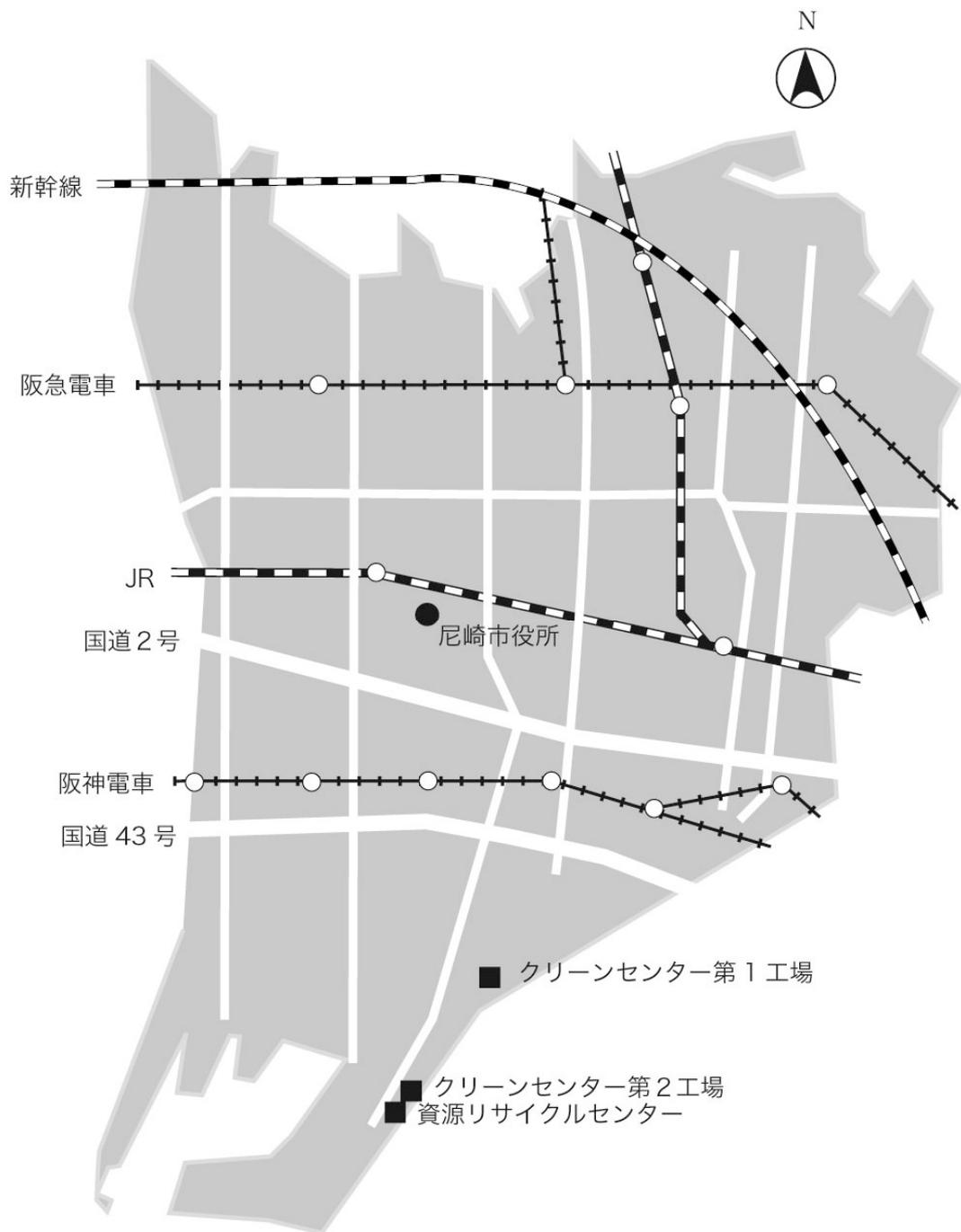
(注)「清掃事業概要-令和6年度版-」は、原則令和6年4月1日現在の情報、実績は令和5年度実績です。

第1章 尼崎市の概要

(令和6年4月1日現在)

面積	50.70 k m ²
人口	453,811 人
人口密度	8,949 人/k m ²
世帯数	226,702 世帯
1世帯あたりの人口	2.00 人

1 クリーンセンター等所在地



2 尼崎市の位置と面積

(1) 位置及び面積

阪神広域圏に属する本市は、大阪平野の西部にあって、兵庫県の東南部に位置し、総面積 50.70 k m²の都市である。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。

(2) 地勢

尼崎市は、東を流れる猪名川・神崎川と、西を流れる武庫川に区切られ、大阪湾の沿岸潮流や河川が運ぶ土砂が堆積してできた平野部に立地している。堆積に加えて気候変動により海水面が下降する海退現象の影響により、この数千年の間に形成された比較的新しい土地といえる。

市域を土地のでき方によって区分すると、東側の猪名川の沖積平野、西側の武庫川の沖積平野、北部の伊丹大地南縁部、その南に広がる中央部の海岸平野部に分かれる。近代以降の地盤沈下の影響もあって、市域の約3分の1は海水面以下の低い土地である。北に行くに従って標高が高くなり、伊丹市との境界線付近は標高5～10メートル前後の高さとなっている。

3 人口の推移

(各年10月1日現在)

年度	世帯数	人口	1世帯あたりの人口
27	210,433	452,563	2.15
28	212,051	451,716	2.13
29	213,813	451,000	2.11
30	216,028	451,072	2.09
令和元	218,434	451,475	2.07
2	221,404	459,593	2.08
3	222,519	457,638	2.06
4	223,707	455,551	2.04
5	225,616	454,676	2.02
6	226,702	453,811	2.00

備考1 平成27年度及び令和2年度は国勢調査結果。その他の年度は推計人口

2 令和6年度は4月1日現在の推計人口

第2章 組織

1 清掃関連部署機構図

令和6年4月1日現在

経済環境局長

環境部長

資源循環課長

管理・調整担当係長

企画・啓発担当係長

企画・啓発担当係長

施設・車両担当係長

施設建設担当課長

施設建設担当係長

業務課長

庶務担当係長

業務管理担当係長

業務第1担当係長

業務第2担当係長

まちなみ美化対策担当係長

特命担当係長

クリーンセンター所長

庶務担当係長

管理担当係長

検査・指導担当係長

第1工場管理担当係長 ・ 第1工場業務担当係長

第2工場管理担当係長

第2工場管理担当係長 ・ 第2工場業務担当係長

資源リサイクルセンター管理担当係長

資源リサイクルセンター業務担当係長

産業廃棄物対策担当課長

産業廃棄物対策担当課長補佐

産業廃棄物指導担当係長

.....

(公財)尼崎環境財団

環境部課長〔事務局長〕

2 事務分掌

資源循環課

業務課及びクリーンセンターの事務の総合調整
一般廃棄物の処理に係る企画調整
一般廃棄物処理計画
一般廃棄物処理業の許可
一般廃棄物再生輸送業の指定
一般廃棄物処理業者の指導監督
一般廃棄物の減量対策に係る企画調整、指導、啓発及び推進
ごみの減量及びリサイクルに係る企画調整及び推進
ごみの減量及びリサイクルに係る統計及び調査
資源循環課、業務課及び尼崎市立クリーンセンターの庁舎の管理並びに自動車の管理及び整備
環境事業関係団体
公益財団法人尼崎環境財団

施設建設担当

一般廃棄物処理施設及び付帯施設の建設計画及び建設の申請
一般廃棄物処理施設整備運営事業者等選定委員会

業務課

一般廃棄物の収集及び運搬業務の委託
廃棄物処理手数料の徴収
一般廃棄物（ふん尿を除く。）の収集及び運搬
その他環境整備作業
美化対策に係る指導及び啓発
空き缶等散乱防止計画
不法投棄の処理及び防止活動
公衆便所

クリーンセンター

クリーンセンターの作業計画
クリーンセンターの利用の許可
使用料その他の諸収入金の徴収
搬入廃棄物の計量
終末処理残さい及びふん尿の処分業務の委託
廃棄物の搬入指導
資源リサイクルセンター
焼却装置による廃棄物処理
ふん尿処理
施設の維持管理
廃棄物の検査及び分析
廃棄物発電
その他廃棄物処理

産業廃棄物対策担当

産業廃棄物処理業の許可
産業廃棄物処理施設の設置の許可
産業廃棄物に関する調査及び研究
産業廃棄物処理業者及び廃棄物排出事業者の指導監督
一般廃棄物処理施設の設置の許可
広域廃棄物対策

3 人員配置表

(令和6年4月1日現在)

所 属	正 規 職 員													再任用	行政事務員	事務補助員	
	部長	課長	補佐	係長	主任	事務	技術	技能長	作業長	作業主任	技能員	運転手	作業員				
環境部長	1													1			
資源循環課	0	1	0	4	0	2	3	0	1	0	0	0	1	12	0	1	2
管理・調整担当				1		1								2			1
企画・啓発担当				2		1	3							6			1
施設・車両担当				1					1				1	3		1	
施設建設担当	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
施設建設担当				1		1	1							3			
業務課	0	1	0	6	0	2	0	0	19	9	0	38	1	76	16	0	5
庶務担当				1		2								3	1		
業務管理担当				1					5					6	1		5
業務第1担当				1					4	6		16	1	28	8		
業務第2担当				1					4	3		22		30	6		
まちなみ美化対策担当				1					4					5			
特命担当				1					2					3			
クリーンセンター	0	1	0	10	1	0	10	1	8	4	12	2	2	51	15	0	2
庶務担当				1			2							3			1
管理担当				1			2							3			1
指導・検査担当				1					1	1	1		1	5	2		
資源リサイクルセンター管理担当				1	1									2	1		
資源リサイクルセンター業務担当				1					1			1		3	1		
第1工場管理担当				1			1							2	2		
第1工場業務担当				1										1			
第2工場管理担当				2			5		1					8	1		
第2工場業務担当				1				1	5	3	11	1	1	23	8		
産業廃棄物対策担当	0	1	1	1	0	0	2	0	1	0	0	0	0	6	1	0	0
産業廃棄物担当			1				1		1					3			
産業廃棄物指導担当				1			1							2	1		
尼崎環境財団			1											1			
合 計	1	6	1	22	1	5	16	1	29	13	12	40	4	151	32	1	9

備考1 休職・組合専従を除く。

2 「事務」＝主事・書記・事務員、「技術」＝技師・技手・技術員

第3章 施設及び機材

1 庁舎等

施設名	大高洲庁舎	車庫
所在地	尼崎市大高洲町8番地	同左
建築面積	1,919.46 m ²	1,949 m ²
構造	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造鉄骨造2階建
竣工	昭和51年4月25日	平成元年7月27日
建設費	428,000千円	第2機械炉建設費に含む
施工者	三井建設	鴻池組・柄谷工務店・羽衣組共同企業体

2 ごみ処理施設

施設名	第1工場	
	1号炉(休止)	2号炉
所在地	大高洲町8番地	
敷地面積	25,337.15 m ²	
建築面積	焼却炉本館 5,173 m ²	焼却炉本館 688 m ²
	余熱利用棟 548 m ²	特別高圧受電室棟 279 m ²
	排水処理施設棟 682 m ²	
構造	焼却炉本館 鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造・地下1階 地上5階建	焼却炉本館 鉄筋鉄骨コンクリート造 一部鉄骨造・地下1階 地上5階建
	余熱利用棟鉄筋 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地下1階、地上1階建 特別高圧受電室棟 鉄筋コンクリート造、地上2階建 排水処理施設棟 鉄筋コンクリート造、地上2階建	
竣工	平成2年2月28日	平成12年3月30日
施工者	日立造船(プラント) 鴻池・柄谷・羽衣共同企業体(建築) 竹内工業所(建築機械) 尼崎電機(建築電気)・東芝(昇降機)	日立・三井・山本共同企業体
公称能力	175 t/日×1基 発電能力 1,600kw(最大出力)	150 t/日×1基 発電能力 2,600kw(最大出力)
形式	全連続燃焼式 ストーカ炉	全連続燃焼式 ストーカ炉
建設費 (車庫分を含む)	5,972,062千円 (うち下水施設分 563,047千円)	10,701,537千円

施設名	第2工場
所在地	東海岸町16番地の1
敷地面積	33,714 m ²
建築面積	工場棟 14,167 m ² 計量棟 168 m ² 管理棟他 790 m ²
構造	工場棟 鉄骨鉄筋コンクリート造ほか 地上7階地下1階 管理棟 鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階建
竣工	平成17年3月31日
施工者	タクマ (プラント) 大林・大成・西松・柄谷・神鋼建設工事共同企業体 (建築) きんでん・富士工事・共栄建設共同企業体 (建築電気) 東熱・日管・田中水道建設工事共同企業体 (建築機械) ダイコー (昇降機) 清松 (植栽)
公称能力	ごみ焼却 240 t / 日 × 2 基 発電能力 14,100kw
形式	ごみ焼却: 全連続燃焼式ストーカ炉
建設費	41,060,815 千円

	資源リサイクルセンター	
	破碎施設	選別施設
所在地	東海岸町23番地の1	
敷地面積	8,701 m ²	
建築面積	本館 4,065 m ²	
構造	本館 鉄骨・鉄筋コンクリート造、地上4階建・地下1階	
竣工	平成7年10月31日	
施工者	タクマ (プラント)、田中設備工業所 (建築機械)、東芝 (昇降機) 三井・東亜・羽衣企業体 (建築)、尼崎電機 (建築電気)	
公称能力	破碎施設 (大型ごみ・小型ごみ) 70 t / 5h	選別施設 (びん・缶・ペットボトル) 70 t / 5h (35 t × 2 系統)
破碎方式	併用方式 (横型回転式・縦型剪断式)	—
建設費	6,845,220 千円	

3 し尿処理施設

	し尿受入施設	陸上処理施設（前処理）	圧送施設
所在地	大高洲町8番地	同左	同左
建築面積	管理棟 517 m ² 投入棟 572 m ²	前処理棟 110 m ²	—
構造	管理棟 鉄筋コンクリート造2階建 投入棟 鉄筋コンクリート造地上1階 地下1階建（一部2階建）	前処理棟 地下1階 地上1階鉄骨造	—
竣工	昭和47年8月9日	昭和58年3月30日	平成22年4月1日
施工者	佐藤工業	神鋼ファウドラー	アタカ大機
公称能力	投入槽 250kL	前処理中継槽 180kL	公共下水道への希釈圧送 640kL/日
建設費	352,000千円	432,000千円	104,860千円

4 車両

- ごみ関係 (令和6年4月1日現在) (単位：台)

車種	機械車							ダンプ				計
	プレス				回転			1	2	3	4	
積載量 (t)	2	2.75	3	3.5	2.75	3	4	1	2	3	4	
定期収集			11			8						19
予備			3					1				9
大型・臨時ごみ等			8						1			4
不法投棄									1			1
計	0	0	22	0	0	8	0	1	2	0	0	33

- ごみ処理 ショベルローダー等 2台
- 公衆便所清掃 軽自動車 2台
- その他 軽自動車 6台
小型バン 1台

第4章 予算・決算

1 令和6年度当初予算（歳入）

(単位：千円)

款項	目	金額	節	金額
35. 使用料及び手数料 05. 使用料	20. 衛生使用料	523,531 (627,080)	クリーンセンター 使用料	517,095 (619,942)
			廃棄物処理施設 用地使用料	6,436 (7,138)
10. 手数料	20. 衛生手数料	113,370 (120,391)	一般廃棄物処理 手数料	109,987 (116,802)
			廃棄物処理業等許可 申請手数料	3,383 (3,589)
40. 国庫支出金 10. 国庫補助金	20. 衛生費補助金	36,780 (77,647)	循環型社会形成 推進交付金	36,780 (77,647)
50. 財産収入 05. 財産運用収入	05. 財産貸付収入	5,189 (5,189)	土地建物貸付収入	5,189 (5,189)
	10. 利子及び配当 金	1,813 (932)	一般廃棄物処理施設 整備基金運用収入	1,813 (932)
10. 財産売払収入	10. 物品売払収 入	396 (1,658)	物品売払収入	396 (1,658)
70. 諸収入 20. 実費弁償金	20. 衛生費実費 弁償金	697 (28,521)	清掃施設電気料等 実費弁償金	697 (415)
			PCB 廃棄物処理実費 弁償金	0 (28,106)
30. 雑入	20. 雑入	524,860 (453,161)	広告事業収入	1,000 (1,000)
			クリーンセンター収 入	92,862 (101,410)
			太陽光発電売電収入	104 (0)
			廃棄物発電収入	408,583 (307,910)
			PCB 廃棄物代執行費 用助成金	0 (21,079)
			市町村振興協会 市町交付金	21,761 (21,761)
			エコカー導入補助金	550 (0)
			その他の雑入	0 (1)
75. 市債 05. 市債	20. 衛生債	617,000 (830,400)	清掃施設整備 事業債	617,000 (830,400)
合計		1,823,636 (2,144,979)	備考 () は前年度当初予算	

2 令和6年度当初予算（歳出）

（単位：千円）

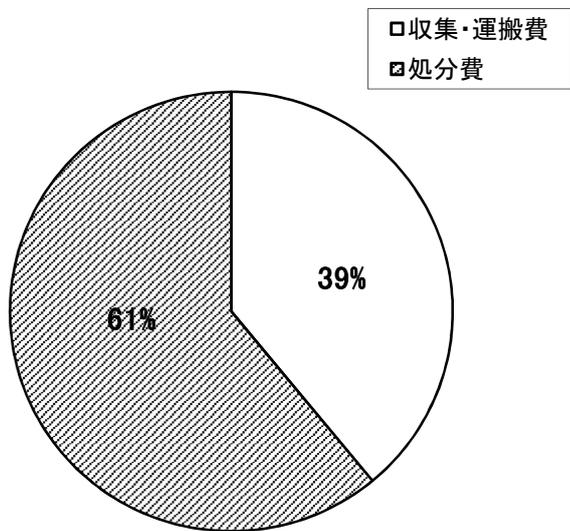
目 節	清掃総務費	じんかい 処理費	し尿処理費	クリーン センター費	合計
1 報酬	18,864 (18,347)				18,864 (18,347)
2 給料	740,874 (728,002)				740,874 (728,002)
3 職員手当等	609,814 (600,794)				609,814 (600,794)
4 共済費	287,327 (285,303)				287,327 (285,303)
7 報償費	50 (50)	81 (81)			131 (131)
8 旅費	1,525 (1,517)				1,525 (1,517)
10 需用費	30,768 (24,614)	32,279 (29,338)	5,665 (5,685)	553,633 (591,917)	622,345 (651,554)
11 役務費	2,821 (2,827)	444 (401)		2,325 (2,733)	5,590 (5,961)
12 委託料	121,522 (114,613)	1,138,348 (1,132,146)	44,036 (44,036)	1,480,525 (1,315,548)	2,784,431 (2,606,343)
13 使用料及び 賃借料	1,153 (1,034)	31,752 (27,285)		4,834 (4,800)	37,739 (33,119)
14 工事請負費	754,353 (716,260)		0 (0)	700,670 (993,262)	1,455,023 (1,709,522)
15 原材料費	68 (66)				68 (66)
17 備品購入費	2,510 (0)				2,510 (0)
18 負担金、補助 及び交付金	12,872 (23,395)	40,320 (37,413)		9,303 (11)	62,495 (60,819)
24 積立金	411,898 (41,508)				411,898 (41,508)
26 公課費	318 (254)			5,187 (5,468)	5,505 (5,722)
合計	2,996,737 (2,558,584)	1,243,224 (1,226,664)	49,701 (49,721)	2,756,477 (2,913,739)	7,046,139 (6,748,708)

備考（ ）は前年度当初予算

3 ごみ・し尿処理にかかる経費

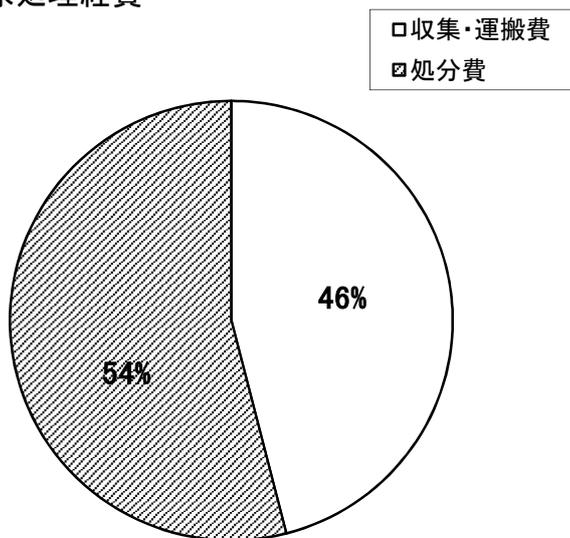
(令和5年度決算額に基づく)

(1) ごみ処理経費



○ 経費
(ごみ)
収集・運搬費
1,882,211,387 円
処分費
2,995,229,341 円
計
4,877,440,728 円

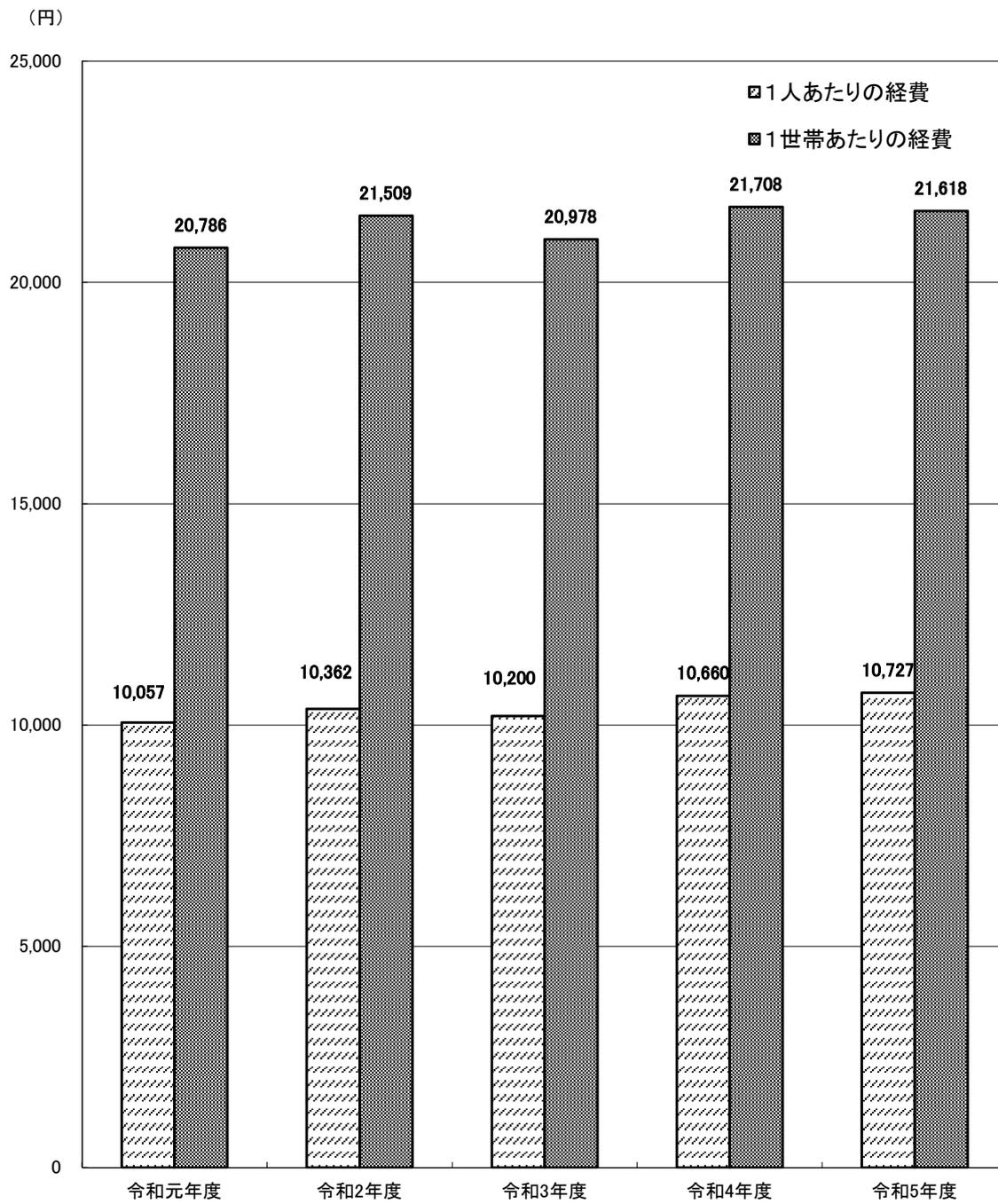
(2) し尿処理経費



(し尿)
収集・運搬費
41,792,641 円
処分費
49,136,232 円
計
90,928,873 円

備考 廃棄物処理に関する全体経費のうち、ごみ・し尿の処理経費の決算額である。

(3) 年度別ごみ処理経費の推移



第5章 清掃事業の概要

社会情勢の変化に伴い、廃棄物の多様化の傾向がみられる。この排出実態に対処し、快適な生活環境を保持するために、廃棄物の衛生的な処理を基本課題とし、次の施策を体系的に実施していく。

1 施策の体系



2 施策

(1) ごみの処理

ア 家庭ごみのうち、「燃やすごみ」は週2回、「びん・缶・ペットボトル」は週1回、「金属製小型ごみ」は月1回、「紙類・衣類」は週1回、それぞれ定曜日に収集を行う。また、「大型ごみ」及び「臨時ごみ」は随時受付（家庭ごみ案内センター）の上、有料で収集を行う。さらに、「みぞのどろ（側溝汚泥）」は各地区の収集月に基づき申込み（家庭ごみ案内センター）により、地域清掃で出たごみは申込みに応じて収集を行っている。

なお、犬・猫等の死体は、ペットは有料で、飼養者不明動物は無料にて、申込による引取りを行っている。

イ 事業所のごみについては、排出事業者、一般廃棄物収集運搬許可業者に対する適正処理及び減量化・資源化の指導啓発を行う。

ウ 「燃やすごみ」は全量焼却し、その他の処理については、有価物の再生利用を図るとともに、広域処理対策を推進し埋立地等の確保を図る。

(2) し尿の処理

ア 一般家庭から排出されるし尿の収集については、2週間に1回の定期収集を行い、臨時汲み取りの依頼があった場合は随時有料で収集を行う。

イ し尿の処分については、クリーンセンターで前処理後、公共下水道施設の東部浄化センターまで圧送し、水処理施設に投入処理している。

(3) 産業廃棄物

ア 広域的処理への対応を行うとともに、産業廃棄物の無害化、安定化、減量化及び再生利用の促進について指導啓発する。

イ 排出事業者、処理業者に対する適正処理について指導を行う。

(4) 生活環境の保全

ア 広報活動を通じてまち美化啓発を行い、不法投棄の未然防止に努める。不法投棄ごみについては啓発チラシ貼付による一定期間啓発の後、収集を行い、快適なまちづくりを推進する。

イ 週1~2回駅前ターミナル及び地下歩道等の清掃を行う。

ウ 清潔な公衆便所を維持するため、日曜日を除く全ての曜日で公衆便所の清掃を行う。

エ 不法広告物の除却及び取締り、市民との協働や啓発を通じてまち美化の実現を図る。

第6章 一般廃棄物の処理

1 ごみ処理事業

(1) ごみの収集

ア 家庭のごみ

(ア) 燃やすごみ

週2回の定曜日に収集を行っている。

(イ) びん・缶・ペットボトル

週1回の定曜日に収集を行っている。

(ウ) 紙類・衣類

新聞・段ボール・その他紙類及び着用可能な衣類を、週1回の定曜日に収集を行っている。

(エ) 金属製小型ごみ・危険なもの

大きさが20cm～50cmの家電製品、金属製の家庭用品及び危険な物（刃物類、ガラス類、スプレー缶等）等を、月1回の定曜日に収集を行っている。

(オ) 大型ごみ

大きさが50cmを超えるものや大型ごみに品目指定されているものを、電話またはインターネット申込みにより有料で収集を行っている。

(カ) 臨時ごみ

引越し、掃除等により一度に多量に排出されたごみを、電話またはインターネット申込みにより有料で収集を行っている。

※ (ア)「燃やすごみ」、(イ)「びん・缶・ペットボトル」、(ウ)「紙類・衣類」のうち「衣類」、(エ)「金属製小型ごみ」のうち「危険なもの」については、家庭ごみ指定袋での排出を求めている。

イ 事業所のごみ

(ア) 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）により、事業者の責任による処理が義務付けられていることから、一般廃棄物収集運搬許可業者との契約又はクリーンセンターへの自己搬入により処理を行っている。

(イ) 紙資源、びん・缶・ペットボトル

事業系の紙資源（段ボール等）及び、びん・缶・ペットボトルは、分別・資源化を行うよう求めている。

ウ その他のごみ

(ア) 犬・猫等の死体処理

電話申込みにより、ペットは有料で、飼養者不明動物は無料で引取りを行っている。

(イ) みぞのどろ（側溝汚泥）

地区ごとに収集月を定め、側溝清掃で生じた泥を電話申込みにより収集を行っている。

(ウ) 地域清掃で出たごみ

町会清掃や墓地清掃等から排出されたごみを、電話申込みにより収集を行っている。

(2) 家庭ごみ指定袋制度

平成14年4月から家庭ごみ指定袋制度を、①ごみの分別の徹底を図る、②ごみ減量・リサイクルの促進のためのシンボルと位置付けてその促進を図る、③家庭系ごみと事業系ごみの区分の明確化を図る、④収集・処理作業中の事故を防止することを目的として導入している。

(3) 年末年始特別作業

年末には、各家庭から大量の不用品が排出されるため、また、年始には、年末・年始に堆積し

たごみを速やかに収集し、定期収集の軌道にのせるため、特別収集作業を実施している。

(4) ごみの処分

- ア 可燃性ごみについては、全量焼却処理している。
- イ 分別収集等により搬入された、ガラス、金属類及びペットボトルについては、資源リサイクルセンターにおいて選別し、資源化を行っている。
- ウ 「持込ごみ」の紙類、衣類及び使用済み小型家電を選別し、資源化している。
- エ 焼却灰等不燃物の最終処分については、大阪湾広域臨海環境整備センターの広域埋立処分場で最終処分している。また、焼却灰の一部を、公益財団法人ひょうご環境創造協会と住友大阪セメント株式会社が共同で実施しているセメントリサイクル事業で、セメント原料への資源化を行っている。

(5) ごみ量の推移

(単位:t)

年度			R01	R02	R03	R04	R05
家庭系	燃やすごみ	直営	23,057	23,187	15,041	14,306	13,524
		委託	52,456	52,701	58,874	56,892	55,144
		小計	75,513	75,888	73,915	71,198	68,668
	びん・缶・ペットボトル	直営	1,932	2,011	1,334	1,249	1,282
		委託	3,263	3,496	3,999	3,904	3,948
		小計	5,195	5,507	5,333	5,154	5,230
	金属製小型ごみ	直営	513	548	315	271	266
		委託	1,035	1,118	1,072	957	926
		小計	1,548	1,666	1,387	1,227	1,191
	大型ごみ	直営	1,520	1,750	1,624	1,647	1,555
		委託	0	0	0	0	0
		小計	1,520	1,750	1,624	1,647	1,555
	臨時ごみ	直営	2,105	2,007	1,965	1,489	1,581
		委託	0	0	0	0	0
		小計	2,105	2,007	1,965	1,489	1,581
持込ごみ	直搬	1,863	1,786	1,668	1,733	1,630	
中計			87,744	88,604	85,892	82,448	79,855
事業系等	事業所ごみ	許可	48,135	43,950	43,667	43,034	38,108
	持込ごみ	直搬	2,742	2,493	2,696	3,348	2,474
	側溝汚泥	委託	48	41	41	45	40
	不法投棄	委託	39	34	27	22	17
	その他※	委託	169	108	104	132	103
	災害・他市		296	0	0	0	0
	中計			51,429	46,626	46,535	46,581
合計			139,173	139,173	132,427	129,029	120,597

※ 駅前ターミナル等清掃、不法広告物除却等

備考 端数処理を四捨五入により行っていることから、合計と内訳の計は一致しないことがある。

(6) 資源化量

		令和4年度			令和5年度		
		単価※1 (円/kg)	数量 (kg)	金額 (円)	単価※1 (円/kg)	数量 (kg)	金額 (円)
ガラス類	白ガラス※2	▲ 5.61	602,640	▲ 135,232	▲ 6.60	580,550	▲ 153,265
	茶ガラス※2	▲ 7.92	472,460	▲ 449,015	▲ 9.02	439,050	▲ 475,225
	選別残渣	▲ 11.00	1,134,210	▲ 12,476,310	▲ 11.00	1,060,730	▲ 11,668,030
	小計	-	2,209,310	▲ 13,060,557	-	2,080,330	▲ 12,296,520
鉄類	スチール缶	59.48	315,520	18,766,260	58.94	286,310	16,874,316
	磁選機屑	51.34	569,870	29,256,279	49.11	589,140	28,934,734
	鋼材屑等	54.13	52,170	2,824,140	50.60	63,730	3,224,444
	小計	-	937,560	50,846,679	-	939,180	49,033,494
アルミ類	アルミ缶	247.76	154,300	38,229,067	218.95	230,120	50,385,701
	アルミ屑	192.75	22,330	4,304,114	193.07	22,640	4,371,107
	小計	-	176,630	42,533,181	-	252,760	54,756,808
その他非鉄類	バッテリー屑	33.00	540	17,820	77.00	760	58,520
	被覆電線屑	371.48	2,780	1,032,710	406.65	2,480	1,008,501
	湯沸器屑	234.30	470	110,121	234.30	310	72,633
	雑金属類	199.31	8,810	1,755,890	168.41	7,380	1,242,868
	ペットボトル	39.68	1,095,170	43,456,964	60.79	912,650	55,478,178
	小計	-	1,107,770	46,373,505	-	923,580	57,860,700
紙類・衣類※3	雑誌等	2.20	6,440	14,168	1.65	4,390	7,241
	段ボール類	3.30	3,830	12,639	2.20	6,130	13,486
	衣類	1.65	6,740	11,118	1.10	7,530	8,283
	小計	-	17,010	37,925	-	18,050	29,010
使用済み小型家電		▲ 22.00	60,518	▲ 1,331,396	▲ 22.00	66,874	▲ 6,109,708
合計 (逆有償を除く)		-	2,238,970	139,791,290	-	2,133,570	161,680,012
合計 (逆有償を含む)		-	4,508,798	-	-	4,280,774	-

※1) 単価は税込み

※2) 白ガラス、茶ガラスは公益財団法人容器包装リサイクル協会と委託契約している。

委託料金は、数量に市町村負担比率の比率を乗じた量に単価を乗じた金額となる。

市町村負担比率は、令和4年度(無色4%、茶色12%)、令和5年度(無色4%、茶色12%)

※3) 上記表中の「紙類・衣類」は家庭から持込された量のみであり、「紙類・衣類の日」に収集されたものは下記表のとおりとなる。なお、「集団回収」によるものは含まない。

(7) 「紙類・衣類の日」の回収実績

(単位：t)

種別	新聞	雑誌 (その他紙類を含む)	段ボール	紙類合計	衣類
令和4年度	3,034	2,445	3,264	8,743	617
令和5年度	2,822	2,473	3,399	8,694	618

2 ごみの減量化・資源化推進事業

(1) 広報媒体を通じたPR

市報あまがさきやホームページ等の広告媒体を通じて、ごみの出し方や市が実施するごみ減量・リサイクルに関する取組等の広報活動を実施している。また令和5年度から、若年層への訴求効果が高いと思われるSNSを活用した情報発信も開始した。

(2) 各種印刷物の作成・配布

ごみの分別・排出方法、収集曜日及び大型ごみの料金等を記載した「尼崎市家庭ごみべんりちよう」を各家庭に配布している。また、転入者についても市民課窓口等を通じて適宜配布している。

また、事業系廃棄物についても、正しく処理するための分別区分やその処理ルール等の詳細を記載した「事業系廃棄物適正処理ルールブック」を作成し、各事業所に配布している。

(3) ごみ減量及び適正処理に向けた啓発・指導

「尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、資源物の持ち去り禁止並びに家庭系及び事業系廃棄物の排出方法についての啓発・指導を集中して行うことにより、ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の徹底を図っている。

令和5年度は、民間事業者により968人に持ち去り禁止に関する啓発を行い、市により延べ102人に持ち去り禁止に関する指導書、延べ12人に勧告書を交付した。また、42事業者に対し大規模事業用建築物の立入調査を行い、事業系廃棄物の分別徹底や減量の取組に関する助言等を行った。

(4) 市政出前講座等の開催

市民等の依頼により地域に出向く「市政出前講座」や、焼却炉及び資源リサイクルセンターの施設見学などを実施している。

令和5年度は市政出前講座に148人の参加があり、施設見学には2,797人の参加があった。

(5) 生ごみたい肥化容器等購入費の補助

環境基金を活用し、生ごみたい肥化を通じてごみ減量・リサイクルに対する意識及び環境問題への関心を高めるとともに、環境に配慮した生活に向けての実践的な行動力を身につけることを目的として、生ごみ処理機、生ごみたい肥化容器及び剪定枝粉碎機を購入費を補助している。

令和5年度事業では、購入金額（消費税相当額を除く。）が6,000円以上の機器等を対象に、補助金は電子地域通貨「あま咲きコイン」3,000ポイント（3,000円相当額）とし、20件（60,000円）の申請に対して補助を行った。

(6) リユースの促進

市民のごみ減量・リサイクルに対する関心を高めるため、資源リサイクルセンター内にある同工房で啓発パネルや再生品等の掲示を行うとともに、不用品として排出された家具等を展示し、希望者に提供している。また、市民の要望に応えたりサイクル出前市民工房も実施している。

令和5年度は同工房を546人が利用した。

また、インターネットを活用した民間リユース事業者である株式会社ジモティー及び株式会社マーケットエンタープライズとそれぞれ協定を締結し、市民の一層のリユース機会の創出を推進している。

(7) さわやか推進員制度

地域や環境のために、ごみ減量の取組や分別排出の呼びかけなど、ごみに関する活動を行う市民を「さわやか推進員」に委嘱し、地域における3Rの取組や美化活動への市民参加のすそ野の拡大を図っている（令和5年度末委嘱者数：191人）。

(8) **資源集団回収運動奨励金交付制度**

家庭から出る紙類、布類、缶類等の資源を自主的に回収する非営利団体に対し、資源の回収量に応じて奨励金を交付している。(単価 3 円/kg)

令和 5 年度は 474 団体に対して 11,784 千円の奨励金を交付した。

令和 5 年度の回収量実績

(単位：t)

種別	新聞	雑誌	段ボール	
回収量	1,569	1,028	970	
種別	飲料用紙パック	布類	缶類	合計
回収量	28	189	144	3,928

備考 端数処理を四捨五入により行っていることから、合計と内訳の計は一致しないことがある。

(9) **「エコあま君」紙資源リサイクル事業**

事業者・行政の協働の取組の一環として、市内事業所から排出される事業系古紙を回収し、回収古紙の一部を活用した独自ブランドのトイレトペーパー「エコあま君ロール」を作製・販売するという、NPO法人の行う循環完結型のリサイクルシステムを促進・補強するため、生涯学習プラザ等を拠点とした古紙の回収リサイクル及び公衆便所等でのトイレトペーパーの活用を行っている。

(10) **食品ロス削減事業**

小盛メニューの導入などによる食品ロス削減や再生材・バイオマスプラスチック等のプラスチック代替品の使用などによるプラスチックごみ削減に取り組む飲食店等を、「もったいない!あまがさき 推進店」として認定し、広報や啓発資材等の支援を行っている。(令和 5 年度末認定数: 78 店舗)

また余っている食品や食べきれなかった食品などを持ち寄ってもらい、食品を必要とする団体等に寄付する「フードドライブ」を令和 5 年度は市主催で 20 回実施し、計 84.7 kg の食品を回収した。

加えて、家庭で実践できる食品ロス削減の取組例等の広報、市内事業者を対象とした食べ切り運動(3010 運動)の推進等、食品ロス削減に向けた啓発を実施している。また、食品ロスの排出状況の実態を把握するため、クリーンセンターに搬入される家庭ごみについて食用可否の分析を行っている。

(11) **プラスチックごみ削減事業**

地球温暖化問題や海洋プラスチックごみ問題等のプラスチックに係る環境問題の対策として、市内のイベントで使い捨てプラスチック代替製品の利用を促すことにより、使い捨てプラスチックの使用を削減するとともに、その取組を周知することにより、市民・事業者のプラスチックごみ削減に係る意識啓発を図っている。令和 5 年度は 2 イベントに対して補助を行い、使い捨てプラスチックの削減を図った。

(12) **資源物回収拠点設置補助事業**

資源物回収業者又は資源物回収業者と連携する者が行う資源物回収拠点の設置を促進するため、その設置費用の一部を補助することにより、紙資源を排出する者が分別に取り組みやすい環境を創出し、焼却されるごみの減量化及び紙の資源化を推進する。

3 し尿等処理事業

(1) し尿の収集および運搬

ア 一般家庭収集

(ア) 一般家庭し尿

一般家庭から排出されるし尿は、2週間に1回の定期収集を行っている。

令和5年度収集対象件数 148件

(イ) 定期外収集

便所改造工事に伴う汲取り及び便槽への浸水による臨時汲取りの依頼があったときは、有料で収集を行っている。

イ 年末年始特別作業

年末年始には特別に作業計画をたて、特別収集作業を実施している。

ウ し尿浄化槽汚泥

市内に設置されているし尿浄化槽から一般廃棄物収集運搬許可業者が収集を行っている。

(2) し尿の処分

クリーンセンターに搬入されたし尿等は、クリーンセンターで前処理を行った後、公共下水道施設の東部浄化センターまでポンプ圧送し、水処理施設で処理している。

(3) 公衆便所整備について

ア 公衆便所設置基準

公衆便所は、不特定多数の人が利用する駅前ターミナル、繁華街・商店街、幹線道路沿いなどに重点をおいて設置している。

イ 既設公衆便所の改修・改築計画

既設公衆便所の改修・改築を行い、使いやすい清潔な便所としている。

ウ 公衆便所の清掃

日曜日を除くすべての曜日の日常清掃と、月2回の重点清掃を、業務委託により実施している。

エ 公衆便所設置箇所

経済環境局所管の公衆便所の名称及び所在地は以下のとおりである。

名称	位置
寺町公衆便所	尼崎市西御園町175番地
JR尼崎駅北公衆便所	尼崎市潮江1丁目5番14号
JR尼崎駅南公衆便所	尼崎市長洲本通1丁目1番31号
七松公衆便所	尼崎市七松町1丁目1番2号
武庫之荘駅南公衆便所	尼崎市南武庫之荘1丁目1番2号
杭瀬公衆便所	尼崎市杭瀬本町3丁目4番4号
武庫川公衆便所	尼崎市大庄西町1丁目1番地先
武庫川緑地公衆便所	尼崎市武庫元町3丁目5番地の7地先

(4) し尿収集量の推移

(単位：kL)

年度	R01	R02	R03	R04	R05
し尿	899	1,302	1,101	1,107	780
し尿浄化槽汚泥	4,194	3,953	4,112	4,272	4,115
合計	5,093	5,255	5,213	5,379	4,895

4 まち美化対策事業

(1) 散乱ごみ対策

自分たちの住むまちは、自分たちできれいにするといったわがまち意識を創出するため、市民・事業者・行政が散乱するごみ問題を十分認識するとともに、それぞれが役割を意識し、解決に向けた取組を協働で実践する必要がある。

とりわけ、本市は美しいまちづくりに向けた取組を進めるため、尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例を平成8年5月30日に施行し、散乱ごみ対策を推進している。

この条例の理念を具現化するため、市民・事業者・行政の3者の協働により、ごみを「捨てない」意識づくり、「捨てにくい」環境づくり、「捨てさせない」仕組みづくりを基本理念として、従来から実施している未然防止策、美化活動に取組んでいる。

・ 市民の役割

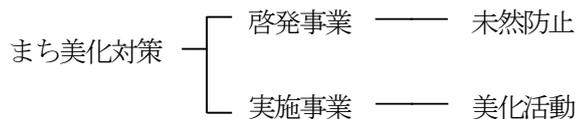
ボランティア清掃活動を活発に行うなど、地域的な市民活動を通じて公共心の確立や地域社会を形成する動機付けをする。

・ 事業者の役割

地域と協力したボランティア清掃活動の取組を率先して行うとともに、企業市民として社員教育等に力を注ぐ。

・ 市の役割

啓発事業の実施など未然防止に努めるとともに、ポイ捨て防止に関する施策を確立させ、関係行政機関とも連携した取組を進める。



(2) 不法投棄のごみ対策

ア 監視体制

良好な環境を阻害するごみの不法投棄については、地域住民・関係機関等と連携した監視通報の体制づくりに努めており、悪質な不法投棄箇所へは、関連部署との連携により、巡回監視・指導を行っている。

イ 啓発活動

警察等関係機関と連携し、監視パトロールを強化することをはじめ、平成17年度から不法投棄常習箇所のマップを作成するなど、あらゆる機会を利用して啓発活動を行うとともに、市民等に不法投棄の監視、通報などを呼びかけている。

ウ 不法投棄ごみの収集

不法投棄ごみについては、警察による犯罪捜査及び不法投棄防止の意識づけのための啓発チラシ貼付による一定期間啓発の後、収集を行っている。

(3) まち美化の取組

ア 駅前ターミナル等清掃

(ア) 駅前ターミナル 市内駅前ターミナル11箇所 27,548㎡を週1~2回清掃している。

(イ) 地下道清掃 市内地下歩道等9箇所 3,339㎡を週2回清掃している。

(ウ) 歩道清掃 本庁南側の橋通り 9,439㎡を週2回清掃している。

イ 不法広告物除却

道路上に掲出された簡易広告物（貼り紙、貼り札、立て看板）を屋外広告物法などに基づき除却するとともに、国・県・警察などの関係機関と連携して違法広告物の一斉指導取締りを行い、違反事業者等への啓発・指導に努めている。

さらに、平成17年度に違法広告物簡易除却市民活動員制度を創設し、市民との協働の取組を実施している。

(4) **クリーンパートナー制度・クリーンフェロシップ制度**

ポイ捨ての防止や清掃活動など、まちの美化に取り組むボランティア活動を行う市民を「クリーンパートナー」、グループ（企業及び事業所または団体）を「クリーンフェロシップ」として認定し、地域の清掃や美化活動の拡大、ポイ捨て防止などの啓発、駅前清掃活動・街頭クリーンキャンペーンへの参加、不法投棄ごみ（私有地内及び管理物件は除く）の監視と通報などの取組を行っている。

第7章 産業廃棄物の処理

1 指導状況

産業廃棄物の処理や保管状況の把握、不法投棄防止など、それぞれの項目に対して産業廃棄物処理基準に則した処理がなされているかを監視し、適正処理に向けての指導を実施することにより、良好な生活環境の確保に努めている。さらに廃棄物の処理及び清掃に関する法律の周知徹底を図るため、関係者向け「適正処理パンフレット」の作成配付など、普及啓発活動に重点をおいた取組みを進めている。

令和5年度は121件(PCB関連を含む。)の立入検査を行い、処分業者及び排出事業者に対し、適正処理を指導した。

2 産業廃棄物処理施設設置件数 (許可ベース) (令和5年度末現在)

産業廃棄物処理施設名	件数
汚泥の脱水施設	4
汚泥の乾燥施設	3
汚泥の焼却施設	4
廃油の油水分離施設	9
廃油の焼却施設	6
廃プラスチック類の破碎施設	10
廃プラスチック類の焼却施設	7
木くず又はがれき類の破碎施設	17
シアン化合物の分解施設	3
産業廃棄物の焼却施設 (汚泥・廃油・廃プラスチック類を除く)	3
産業廃棄物最終処分場 (安定型)	0
産業廃棄物最終処分場 (管理型)	1
合計	67

備考 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条許可施設に限る。

3 産業廃棄物処理業業種別許可業者数 (令和5年度末現在)

区 分		許可業者数	計
収集運搬業者	直送	普通	42
		特別管理	2
	積保有	普通	34
		特別管理	7
中間処分業者		普通	40
		特別管理	5
計			130

備考 延べ数であり、実際の業者数とは異なる。

第8章 沿革

1 ごみ処理の沿革

昭和12年7月、市の東南部の東高洲町195番地に40t/日のじん芥焼却場を建設し、戦前戦後を通じて使用してきた。しかし、年々ごみ排出量が増大するにつれ、市内の埋立処分場で処理できなくなり、焼却施設も老朽化したため、昭和33年10月に当時としては画期的なし尿じん芥高速たい肥化装置（し尿200kL/日、じん芥150t/日）の建設にふみきり、昭和37年3月末に完成した。

しかし、市民生活の近代化は、廃棄物の質の多様化と量の増加をもたらし、これに対処するためには、さらに高性能なごみ処理施設が必要になり、昭和41年6月には、第1工場に旧第1機械炉（連続燃焼式300t/24h）を建設した。

この頃からごみ処理事業の近代化が始まり、昭和45年6月には旧第2工場（連続燃焼式300t/24h）を建設したが、年々増大するごみに対処するため老朽化したし尿じん芥高速たい肥化装置を撤去し、昭和51年5月には、第1工場に第3機械炉（現第1機械炉150t/24h）と粗大ごみ処理施設（併用設備50t/5h）を建設した。さらに、旧第1機械炉の老朽化に伴い、昭和55年8月から新焼却炉の建設に着手し、昭和57年12月に第3工場（連続燃焼式300t/24h）が稼動を開始し、余熱利用として近隣企業へ蒸気の供給を行ってきた。

次に、旧第2工場の老朽化に伴い、旧第1機械炉を撤去し、その跡地を利用して昭和61年度から新焼却炉建設に着手し、平成2年3月第2機械炉1号炉の稼動を開始し、施設内の機械炉をはじめ局庁舎等の電力を賄うべく余熱を利用した発電を開始した。平成8年からは第2機械炉2号炉の建設に着手、平成12年4月稼動を開始し、1号炉と合わせた余剰電力を売却し収益を得ている。また、「燃えないごみ」などから有価物を回収するため、昭和61年3月に資源リサイクルセンターを建設し、資源化を図った。さらに、「粗大ごみ」と「資源ごみ」を処理する施設として平成7年11月に資源リサイクルセンターの建て替えを行い、作業環境の改善及び一層の資源化を図った。そして、第1機械炉と第3工場の老朽化に伴い、平成8年に用地取得のうえ、平成12年10月から新焼却・溶融炉の建設に着手し、平成17年4月に第2工場（連続燃焼式480t/24h）が稼動を開始、第1工場と同様、余剰電力を売却し収益を得ている。

一方、ごみ収集については、市民の強い要望を受けて昭和41年6月から週2回の「一般家庭ごみ」の定期収集を開始し、昭和43年6月から「一般家庭ごみ」の日に収集できない古置や家具などかさの大きいごみを「荒ごみ」として年6回の収集を開始した。昭和44年6月には「一般家庭ごみ」の定期収集を週3回に、「荒ごみ」の収集を月1回とし、昭和45年6月からは「荒ごみ」の週1回の定期収集を開始した。

また、戦前、戦後を通じて梅雨明け時に実施されてきた大掃除（年1回期間を定めて実施）のごみ収集については、電化製品の普及や生活様式の変化に伴うごみ排出量の増加を受けて、昭和46年6月から年2回の「大型ごみ」の収集に切り替え、昭和49年4月には収集回数を年3回とした。さらに昭和49年6月からは、より合理的、機能的な収集を行うため分別収集を開始し、ガラス・金属・陶器類を「燃えないごみ」として週1回の定期収集を開始した。また、分別収集の開始に併せて「荒ごみ」の収集を廃止して「大型ごみ」の収集に一本化し、「大型ごみ」の収集は平成2年4月に年6回に増やされた。分別収集については、平成6年10月から「燃えないごみ」を「資源ごみ（平成15年度より「びん・缶・ペットボトル）」と「プラスチック・その他ごみ」に分けた4種分別収集を開始（平成4年10月からモデル実施）し、さらに平成7年10月からは、「プラスチック・その他ごみ」を「プラスチック・その他ごみ」と「小型ごみ」に分け、5種分別収集を開始した。

しかし、プラスチックの有効なマテリアルリサイクルが確立されていない状況や、第2工場の稼動開始に伴い全ての焼却炉がプラスチックを焼却する際に発生するダイオキシン等の有害物質に対応できるようになったことから、平成17年4月から「プラスチック・その他ごみ」と「燃えるごみ」を併せて「燃やすごみ」として収集・処理し、廃棄物発電によるエネルギー回収（サーマルリサイクル）を開始した。また、「小型ごみ」を「金属製小型ごみ」とし、その内容を金属製の物と刃物等の危険な物に変更した。

さらに、平成14年4月からは家庭系指定袋制度の導入、大型ごみの随時受付（定期収集の廃止）及び有料化を行い、一層のごみの減量・リサイクル推進を図っている。

なお、「一般家庭ごみ」（現在の「燃やすごみ」）の収集曜日については、週3回の定期収集の実施以降、

J R神戸線を基本として北部は月・水・金、南部は火・木・土の定曜日収集を行っていたが、平成7年10月から阪急電鉄神戸線以南で国道2号より北側を月・水・金、それ以外の地域は、火・木・土の収集に変更した。また、平成17年4月からは、収集体制の見直しに伴い、従前に月・水・金の収集であった地区のうち、概ね玉江橋線（主要地方道尼崎池田線）以東を火・木・土の収集に変更、平成19年4月から国道2号以南は月・水・金の収集に変更した。さらに平成21年4月から月・水・金地区と火・木・土地区の均衡化を図り、阪急電鉄神戸線以北富松町以西を月・水・金の収集に、国道2号以南蓬川以西を火・木・土の収集に変更した。また、平成25年4月から、収集回数の変更を行い、「燃やすごみ」については週3回から週2回に、「紙類・衣類」については月2回から週1回へ変更した。

まち美化対策については、昭和49年4月にさわやかなまちづくりを目指して特別清掃班を設け、不法投棄の防止、「臨時ごみ」の収集を行う収集体制を確立するとともに、ごみ問題の啓発に努めている。さらに、まち美化を推進するため、平成8年5月30日に「尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例」（通称：ポイ捨て防止条例）を施行、平成10年3月1日には空き缶等の散乱防止計画を策定し、市民・事業者との協働により美しいまちづくりに向けた取組を推進している。また、道路上に掲出された簡易広告物（貼り紙、貼り札、立て看板）を屋外広告物法などに基づき除却するとともに、国・県・警察などの関係機関及び民間事業者と連携して違法広告物の一斉指導取締りを行い、違反事業者等への啓発・指導に努めている。さらに平成17年度からは、違反広告物簡易除却市民活動員制度を創設し、市民との協働の取組を実施している。

令和5年度は、「尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を施行し、ごみの分別排出を義務付けるとともに、新たに資源物の持ち去り禁止等を規定した。

2 し尿等処理の沿革

し尿処理は、旧来から農業用肥料として、主に農家又は汲取り業者によって処理されていた。しかし、戦後、化学肥料の普及とともに農家還元がほとんど行われなくなり、終末処理施設の整備にせまられ、昭和31年12月市内東本町1丁目に処理能力90㎥/日のし尿消化槽を建設した。それに先立ち、海洋投棄による処分を行うため、昭和26年7月に左門丸（54㎥積）が、昭和30年5月には、第2左門丸が就航した。

しかし、人口の急増によるし尿排出量の増加に対処するには、大規模なし尿終末処理施設が必要になり、昭和33年10月にし尿じん芥高速たい肥化装置（し尿200㎥/日、じん芥150t/日）の建設に着手し、昭和37年3月末に完成した。しかしながら、上記施設の老朽化と、瀬戸内海への投入処分が禁止されたことなどにより、昭和47年8月にし尿海洋処分基地を建設し、業者に委託して投棄船により法定海域に海洋処分した。昭和58年4月に海洋汚染防止の観点から全量を陸上処理に切替え、し尿処理施設で前処理後、船及び一時バキューム車（委託）で丸島施設へ搬送し、武庫川下流浄化センター（委託）で全量処理していたが、平成11年10月にクリーンセンター内でのパルス燃焼乾燥方式による処理方式へ切り換えを行った。その後、パルス燃焼乾燥装置の老朽化等により、平成22年1月にクリーンセンターで前処理を行った後、公共下水道施設の東部浄化センターまでポンプ圧送し、汚水処理施設で処理する方法に切り替えた。

一方、し尿収集については、昭和41年度から月2回程度の定期収集を開始し、さらに昭和43年度から2週間に1回の定期収集を行っている。なお、昭和49年度から、一般家庭から排出されるし尿の処理手数料の無料化を実施した。そして、平成7年4月1日に（財）尼崎市環境整備事業公社（平成24年度より（公財）尼崎環境財団に移行）に一般家庭のし尿収集を全面委託した。

3 産業廃棄物処理の沿革

廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下この項において「廃掃法」という。）が昭和45年12月に制定され、昭和46年9月から施行された。この廃掃法の施行に伴い、産業廃棄物処理に関する許可等の事務が国の機関委任事務として県知事及び保健所設置市長に委任された。

しかしながら、廃掃法施行後においても、不法投棄、無許可営業などに代表される不適正処理が後を絶たず、昭和51年6月に産業廃棄物の委託基準、産業廃棄物処理責任者制度の新設など事業者の産業廃棄物の処理に関する規制強化を中心に廃掃法の改正が行われ、さらに建設廃棄物の適正処理を図るため、建

設業における元請責任が明確にされた。

その後、産業廃棄物処理業の許可を定期的に見直すために、許可期限を積極的に付すようにこの国の通知を受け、既存の許可を含む全業種の許可に期限付けを実施している。また、平成2年度からは医療廃棄物について医療廃棄物処理ガイドラインに基づき処理することとなり、同年4月には産業廃棄物の処理の流れに関する管理体制を強化するため、管理票制度（マニフェストシステム）が導入され、① 医療系感染性廃棄物、② 建設系産業廃棄物、③ 有害産業廃棄物が対象となった。

平成3年10月には、生活環境の保全及び適正処理の確保に加え、地球環境の保全という観点から再生利用も念頭に置いた廃掃法の改正が行われた。その中では、特別管理産業廃棄物が新しく規定され、その処理等に関しての規制が強化された。処理業の許可についても、収集運搬業と処分業を区別して、それぞれの責任が明確にされたほか、更新制度が導入された。また、産業廃棄物処理施設が届出制から許可制になり、その設置及び維持管理について規制が強化された。この廃掃法改正を機に、医療廃棄物処理ガイドラインは感染性廃棄物処理マニュアルに一新された。また、感染性廃棄物をはじめ特別管理産業廃棄物には産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務づけられた。その後、処理基準の改正強化もされており、シュレッターダストがこれまでの安定型最終処分場から管理型最終処分場で埋立処分するよう規制強化され、また、平成8年1月からは海洋投入処分が原則禁止された。

平成9年6月には、平成3年に行われた廃掃法改正の概念を推し進めるべく、廃棄物の再生利用、処理施設周辺的生活環境保全の確保等を目的として、大規模な法令改正が行われた。

主な改正点として、まず、厚生大臣による認定制度の導入による廃棄物の再生利用の促進がある。次に、処理施設設置許可申請時に生活環境影響調査の実施が求められるとともに、施設の維持管理計画に関する条項も追加された。廃棄物処理業者に対しては、欠格要件の追加、名義貸しの禁止などの改正が行われた。また、マニフェスト制度の適用を全産業廃棄物に拡大、パソコンを利用した電子マニフェストシステムの選択的導入などが盛り込まれた。その他、処理方法の確立によるポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理基準の見直しや安定型最終処分場の処理基準の強化、また、建設系の紙くず、木くず、繊維くずが産業廃棄物として見直されたほか、罰則の強化や不法投棄の原状回復に関する制度、埋立処分に関する維持管理積立金の制度の新設などが盛り込まれた。

さらに平成12年6月の廃掃法改正では、廃棄物処理センターの指定要件を緩和して地方公共団体出資等に係る民間法人等も対象となった。また、廃棄物処理施設設置にあたって、設置者の倒産などによって適正な維持管理が行われなくなることを防止するために許可要件を強化するとともに、処理施設の譲渡等が届出制から許可制となった。次に、マニフェストについては、排出事業者（中間処理業者を含む）は、最終処分まで確認することが義務付けられた。また、不適正処分があったときは管理票を交付している場合でも、一定の要件の下に排出事業者を措置命令の対象とした。その他、野焼きについて直罰が科せられることとなり、不法投棄等の違法行為に対する罰則が強化された。

なお、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類対策として、平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法が制定公布されており、廃棄物処理施設設置許可を必要としない小型焼却炉のダイオキシン類対策についても、平成13年3月の施行規則の改正により、平成14年12月から基準を満たさない小型焼却炉での焼却処理はできなくなった。

人の健康及び生活環境に被害を生じるおそれがある物質で、長期にわたり処分されていない状況にあったPCB廃棄物を早期に処理するためポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）が、平成13年7月に施行された。国は、全国を地域ごとに分け処理施設を整備し、近畿圏では大阪市の舞洲地区にあるPCB処理施設で平成18年9月から処理を開始している。

また、当初の平成28年3月までの処理が困難な状況となったため、平成24年12月に政令が改正され、処理期限が令和9年3月までとなった。平成26年6月にはポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画が改訂され、計画的かつ早期に処理が行われるよう、一部の処理対象物については対象地域を超えて各地のPCB処理施設を相互に活用して処理を行い、処理の促進を図ることとなった。

建設系廃棄物は、排出量が多く、また、産業廃棄物の不法投棄量の相当量を建設系廃棄物が占めるなど、処理をめぐって様々な問題が生じている。このような状況から、特定の建設資材について、その分別解体及び資源化等を促進することを目的とした「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）が平成14年5月に施行され、産業廃棄物対策担当が資源化の指導を行っている。

本市では、不法投棄等の不適正な処理を未然に防止するため、「尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年尼崎市条例第33号）を平成15年12月に施行した。この条例により、産業廃棄物について一定規模以上保管を行う場合は届出を義務付け、平成19年には当該条例の改正により（一定規模以上の解体工事から発生する）建設資材廃棄物の引渡完了報告等を義務付けた。また、兵庫県の「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年兵庫県条例第23号）に基づき、廃棄物に該当しない使用済自動車、使用済タイヤ、使用済家電機器について一定規模以上保管を行う場合は届出を義

務付け、土砂を一定規模以上埋立て、推積を行う場合は許可制とした。

平成 14 年 7 月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成 14 年法律第 87 号）が公布され、平成 16 年 7 月から使用済自動車の解体及び破碎の許可が、また、平成 17 年 1 月から使用済自動車の引き取り及びフロン類回収業の登録が義務付けられた。

平成 22 年度の廃掃法改正では、廃棄物処理に対する国民の信頼を回復しつつ、長期的な廃棄物の適正処理体制を構築し、循環型社会づくりを進めるため、① 排出事業者による適正な処理を確保するための対策の強化（建設工事に伴い生ずる廃棄物について元請業者に処理責任を一元化）、② 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化（廃棄物処理施設の設置者に対し定期検査を義務付け）、③ 産業廃棄物処理業の優良化の推進（優良な産業廃棄物処理業者について許可の有効期間の特例を創設）、④ 焼却時の熱利用の促進（廃棄物処理施設を設置して廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは認定を受けることのできる制度を創設）等を柱とする総合的な対策を講ずることとされ、平成 23 年度から施行されている。また同時に、産業廃棄物の収集運搬については、一の政令市を越えて収集運搬業を行う場合は都道府県の許可で運搬可能とする合理化が行われた。

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」（平成 27 年 2 月中央環境審議会答申）で示された水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方を踏まえ、平成 27 年 11 月に廃掃法施行令が改正され、廃水銀等の特別管理産業廃棄物への追加、処分基準の規制強化などが追加された。

平成 29 年 6 月の廃掃法改正では、廃棄物の適正処理の確保に関する課題への対応として、①処理業の許可を取り消された者等に対する措置の強化（平成 30 年 4 月施行）、②特別管理産業廃棄物多量排出事業者への電子マニフェスト使用の義務付け（令和 2 年 4 月施行）、③雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済機器の適正な保管、届出等の義務付け（平成 30 年 4 月施行）などの規定が設けられた。

4 清掃事業年表

年号	暦年	ごみ	し尿	その他	人口 面積
明治	33	汚物掃除法施行（4月）			
大正	3	汚物掃除は、町内を3区域に分ち、各区に巡視1名を配属し掃除人夫は18名、うち8名は溝の掃除をし、10名は車輛をもってじん芥を運搬し、じん芥置場より取得、運搬は請負とした。			
	5			市制実施 (9月)	33,154人 7.37k㎡
	12	運送用として馬力を使用			45,476人 "
	14	焼却炉建設用地購入埋立開始			44,241人 "
昭和	2	道路散水開始			47,987人 "
	5	汚物掃除法の改正			50,064人
		焼却場設置	処理の市営化義務づけ		"
	10		処理の市営化問題おこる		71,072人 "
	11	焼却炉着工（5月）40t/日		小田村解消合併 (4月)	137,428人 16.32k㎡
		汚物掃除法施行			
	12	焼却炉竣工（7月）			147,628人 "
14		終末処理市営化決定		171,663人 "	

昭和	15		投棄船(2隻)・曳船1隻 新造(12月)		181,011人 〃	
	16		業者より7隻提供され終 末処理開始(9月) 汲取運搬料金知事より許 可(12月)		199,160人 〃	
	17		市営による汲取開始(6 月)	大庄村・立花 村・武庫村合併 (2月)	310,020人 39.61k㎡	
	19	焼却施設は罹災のため使用不可 能となったので埋立処理に頼ら ざるを得なくなった	尼崎市し尿汲取及び運搬 手数料条例、同施行規 則公布施行(1月) し尿処理作業員従業員奨 励金支給規程公布		270,073人 39.61k㎡	
	22	作業人夫の人数が定員の半分にな り、収集作業に支障をきたした	尼崎市し尿組合を廃業さ せる、市長と農業会長の 間にし尿汲取に関する覚 書交換(4月) 尼崎市し尿汲取及び運搬 手数料条例一部改正 (9月)	園田村合併 (3月)	232,755人 47.81k㎡	
	26	築地総合車庫買収(12月) 清掃作業員服務規程施行(9月)				306,303人 〃
		じん芥自動車 7台 じん芥ダンプ 1台 購入	し尿投棄船「左門丸」竣工 (7月) 海洋投棄、大阪湾 (7月) し尿自動車6台購入 し尿自動汲取機付真空タ ンク自動車使用 尼崎市し尿汲取手数料条 例施行(9月) し尿処理を一部直営に切 替え、汲取券制度採用 (9月)			
	28	ごみ焼却施設修復(7月)	し尿消化槽整備着工 (12月)			343,622人 〃
	29	清掃法施行(7月)				355,438人 〃
	30		し尿投棄「第2左門丸」竣 工(5月)			335,513人 47.81k㎡
		尼崎清掃条例施行(4月) 31年9月 一部改正 33年12月 一部改正 34年3月 一部改正 36年4月 一部改正 39年9月 一部改正 42年4月 一部改正				
31		し尿消化槽設備完成 (12月)			348,471人 〃	

昭和	33	し尿じん芥高速たい肥化装置着工 (10月)		378,156人 〃
	34		一部地区を業者委託 (10月)	388,727人 〃
	36	尼崎市立清掃処理場条例、同施行規則施行 (4月)		432,658人
		一部地区を業者委託 (4月)		〃
	37	し尿じん芥高速たい肥化装置竣工 (3月)		455,322人 〃
	38	機構改革により、衛生局清掃部となる (4月)		475,415人
			下水処理場一部稼働する (7月)	47.81k㎡
	39	清掃総合センター完成する (2月)		492,435人
		機構改革により清掃局となる (4月)		〃
		汚泥の収集の実施		
	40	機械炉建設着工 (4月)		500,990人 〃
	41	清掃法一部改正 (4月)		515,723人
		機械炉竣工 (6月) 週2回の定期収集の実施 (6月) 埋立処分廃止 (11月)	定期収集の実施 (6月) 委託地区大幅にふえる	〃
	42		浄化槽清掃の許可を与える (5月)	529,914人 48.38k㎡
43	清掃総合センター内に洗濯工場完成 (8月)		539,774人	
	道路・駅前清掃の実施 (4月) 第2清掃工場建設着工 (10月)	2週に1回の定期収集の実施	48.39k㎡	
44	不燃性汚物処理連絡協議委員会の設置 (1月) 不燃性じん芥海洋投棄船および投棄船積込基地を計画		547,585人 48.91k㎡	
	週3回の定期収集を実施 (6月)			
45	荒ごみの週1回収実施 (6月) 第2清掃工場竣工 (6月)	都市局所管分を含む全市の公衆便所清掃を実施 (5月)	553,696人 〃	
46	「廃棄物の処理および清掃に関する法律」が施行される (6月)		552,008人	
		海洋投棄船にレーダー設置 (10月) し尿海洋処分基地建設着工 (10月)	48.95k㎡	
47	大掃除業務が年2回の粗大ゴミ収集となる (6月)	高速たい肥化処理装置撤去 (6月) し尿海洋処分基地竣工 (8月) し尿消化槽の廃止 (8月) 海洋投棄、C海域50海里 (8月)	550,179人 48.99k㎡	
48	処理場使用料の改定 (4月) 固定炉の撤去 (12月)	し尿収集車のリール化開始 (8月) 海洋投棄、潮岬南々東64海里 (3月)	548,767人 〃	

昭和	49	第3機械炉(現第1機械炉)建設着工(4月) 分別収集の開始(6月) 年3回の粗大ごみ収集実施(4月)	し尿処理手数料の無料化(4月)	清掃局を環境事業局に名称変更 環境サービス課の新設、新庁舎建設着工(3月)	548,324人 49.07k㎡
	50	第1機械炉電気集じん装置竣工(5月)	し尿海洋処分基地脱臭装置建設着工(12月)	県・阪神6市により(財)兵庫県阪神環境事業公社設立(5月) 下水道整備に伴う一般廃棄物処理業の合理化特別措置法制定(5月)	547,866人 49.12k㎡
	51	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正(6月)			544,291人 49.12k㎡
		手数料、使用料の改定(4月) 第3機械炉(現第1機械炉)竣工(5月)	海洋投棄、潮岬南々西137海里(4月) し尿海洋処分基地脱臭装置竣工(6月)	新庁舎完成(4月) 阪神環境事業公社業務開始(4月)	
	52	臨時に収集する粗大ごみ等の手数料の有料化(4月)	臨時収集手数料の有料化(4月)	阪神環境事業公社尼崎市平左衛門町地先において埋立開始(4月)	541,118人 49.11k㎡
	53	使用料の改定(4月) 旧第2清掃工場電気集じん装置取替(3月)			536,543人 〃
	54	新第1機械炉(現第3工場)建設着工(8月) 第2清掃工場、第3機械炉(現第1機械炉)塩化水素除去設置(12月)			531,745人 〃
	55		し尿収集運搬委託業者廃業補償の実施(3ヵ年) (財)尼崎市環境整備事業公社設立準備委員会設置(5月)	生活排水集中配管整備(8月)	526,039人 49.21k㎡
	56	COD計及び自動計測装置(7月)	(財)尼崎市環境整備事業公社設立(3月)		519,141人 〃
	57	旧第1機械炉運転停止(9月) 新第1機械炉(現第3工場)竣工(11月)		大阪湾広域臨海環境整備センター設立(3月)	516,620人 49.29k㎡

昭和	58		し尿処理施設（丸島施設） 竣工（3月） し尿海洋投棄から陸上処 理に切替		514,679人 49.28k㎡
	59	旧第1機械炉撤去（3月）			511,930人 〃
	60	資源リサイクル施設移転（3月）			509,303人 49.47k㎡
	61	第2機械炉建設着工（12月）			507,882人 〃
	62			旧庁舎撤去 （5月） 新車庫一部竣工 （11月）	505,618人 49.47k㎡
	63			清掃史の発行 （3月） アスベスト対策 工事（5月）	502,974人 49.47k㎡
平成	元	旧第2清掃工場運転停止（11月） 第2機械炉試運転開始（11月）			500,976人 〃
	2	第2機械炉竣工（2月）		大阪湾広域臨海 環境整備センタ ーの尼崎沖処分 場が埋立開始 （1月）	498,808人 49.51k㎡
	3	「再生資源の利用に関する法律」施行（10月） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（10月）			498,038人 〃
	4	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（12月）			497,333人 49.69k㎡
		資源リサイクルセンター着工（4月） 「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」全部改正が施 行される（12月）	尼崎市環境整備 事業公社新社屋 竣工（12月）		
	5	手数料、使用料の改定（7月）			496,313人 〃
	6	4種分別収集全市域実施（10月）		環境事業局を保 健環境局に組織 変更（4月）	493,158人 〃
	7	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」施行（6月）			488,586人 〃
5種分別収集全市域実施 （10月） 資源リサイクルセンター 竣工及び運転開始 （10月）		尼崎市環境整備事業公社 に全面委託（4月）			
8	尼崎市空き缶等の散乱防止に関 する条例施行（5月） 第2機械炉増設炉着工 （9月） 紙資源の日モデル実施 （10月） 第1機械炉破碎機棟撤去完了 （2月末）		保健環境局を美 化環境局に組織 変更（4月）	485,133人 〃	

平成	9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（6月）		481,434人 49.69k㎡
	10	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（5月） 「特定家庭用機器再商品化法」施行（6月）		478,330人 〃
		基幹的施設整備事業 （ダイオキシン対策：3月～11年2月） ・1炉2次燃焼装置設置 ・3工場排ガス冷却装置設置 散乱防止計画の施行（4月） 手数料・使用料の改定（4月）		
	11	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（7月）		475,300人 〃
		「紙資源の日」全市拡大（2月） 第3工場開放型冷却塔改造事業 （ダイオキシン対策：5月～12年2月） 第2機械炉増設炉試運転開始（11月） 減量推進計画の策定（12月）	パルス燃焼乾燥方式に変更（10月）	
	12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（6月）		466,161人 〃
		排ガス高度処理施設整備事業 （ダイオキシン対策：3月～13年9月） 第2機械炉増設炉（2号炉）竣工（3月） 新焼却炉（第2工場）着工（10月）		
	13	「資源の有効な利用の促進に関する法律」施行（4月）		464,416人 〃
		特定家庭用機器再商品化法に基づき、家電4品目（テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気洗濯機）の分別収集実施（4月） 指定袋制度（家庭系）試行実施（10月）		
	14	[大型ごみ有料化に伴う]手数料の改定（4月） 指定袋制度（家庭系）実施（4月）	し尿処理施設（丸島施設）撤去（3月）	463,530人 49.77k㎡
	15	事業系ごみの分別収集実施（2月） 公共施設手数料減免廃止（4月） 家庭用パソコンのメーカー自主回収開始に伴い、分別収集実施（10月）		462,995人 〃
		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（6月）		

平成	16	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（4月）		461,482人 〃	
		家電リサイクル対象品目に電気冷凍庫が加わり、分別収集実施 市場ごみ手数料減免廃止 （4月） 第1工場第1機械炉、第3工場運 転停止（11月） 第2工場試運転開始（12月） 第2工場竣工（3月）			
	17	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（5月）		462,647人 〃	
		プラスチックその他ごみを廃止 し、小型ごみを金属製小型ごみに 変更（4月） 「紙資源の日」を月2回とし、併 せて着用可能な衣類の収集を実 施（4月）			
	18	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（2月）		461,903人 〃	
	19	第1工場と資源リサイクルセン ターにおいて購入電力の電力自 由化を開始（10月）		美化環境局を環 境市民局に組織 変更（4月）	461,005人 〃
	20	使用料（事業系ごみ）の改定 （7月） 第2工場において購入電力の電 力自由化を開始（7月）			461,738人 49.80k㎡
	21	家電リサイクル対象商品目は尼 崎電機商業組合加盟の販売店で の引取りを実施（4月） 第1工場・第2工場において売却 電力の電力自由化を開始（4月）			462,561人 49.81k㎡
22	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（5月）		453,748人 49.97k㎡		
	「みぞのどろ（側溝汚泥）」の収集 を各地区ごとの収集月に基づい た定期収集から申込制へ変更 （4月）	パルス燃焼乾燥処理を停 止し東部浄化センターへ の投入処理開始（1月）	クリーンセンター 庶務・管理担当 が第2工場に 移転（4月）		
23			談合訴訟、最高 裁判決により住 民勝訴（7月） 日立造船株から 本市に対し約5 億900万円賠償	452,020人 〃	

平成	24	第2工場灰溶融炉運転停止（3月）		本市住民から、本市に対し談合行為に係る弁護士費用請求訴訟提起（3月） 環境市民局を経済環境局に組織変更（4月） 弁護士費用請求訴訟、神戸地裁判決に従い本市から本市住民に対し弁護士費用等約3700万円支払（12月）	450,264人 50.20k㎡
	25	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行（4月）			449,258人 50.27k㎡
		第1工場・第2工場において再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)の導入（3月） 「燃やすごみ」の収集回数を週2回へ、「紙類・衣類の日」を週1回へ変更（4月）		本市は日立造船(株)に対し、弁護士費用等に係る損害賠償請求訴訟を提起（7月）	
	26	焼却灰の一部をセメント原料へ再資源化実施（9月）		神戸地裁判決により、日立造船(株)から本市に損害賠償等約4,000万円が納付される（7月）	447,466人 〃
	27	認定事業者「リネットジャパン(株)」と小型家電リサイクルについての協定を締結（5月） 第2工場へ自己搬入した家庭ごみから小型家電の回収を開始（5月）			452,563人 50.72k㎡
	28	金属製小型ごみ、大型ごみ、臨時ごみから小型家電の回収を開始（4月）		市内の公衆・公園便所の清掃について、提案型事業委託制度により、一部委託化開始（4月）	451,716人 〃
	29	ガラス選別残さの再資源化を開始（4月）			451,000人 〃
		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正（6月）			
	30	持込ごみから衣類の再資源化を開始（7月）			451,072人 〃

平成	31			市内の公衆・公園便所の清掃を全面委託化(4月)	451,475人 〃
令和	3	大型ごみ・臨時ごみのインターネット受付の開始(10月)			457,638人 50.71k㎡
令和	5	「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正が施行され、ごみの分別排出を義務化及び資源物の持ち去り行為を禁止(4月) 「㈱マーケットエンタープライズ」とリユース促進についての協定を締結(12月) 「㈱ジモティー」とリユース促進についての協定を締結(2月)			454,676人 50.71k㎡

第9章 使用料・手数料の変遷

1 使用料

関係条例等	ごみ・燃え殻等	ふん尿	犬、猫等の死体
昭和36年4月1日 尼崎市立汚物処理場条例 同 施行規則	1 kgにつき 10 銭	30 $\frac{1}{100}$ リにつき 3 円 50 銭	一頭につき 50 円
一部改正 (題名改正) 昭和38年4月1日 尼崎市立清掃処理場条例 同 施行規則			
一部改正 昭和39年4月1日	1 kgにつき 10 銭		
一部改正 昭和42年4月1日	1 kgにつき 50 銭	30 $\frac{1}{100}$ リにつき 5 円	
一部改正 昭和48年4月1日	10 kgにつき 15 円 ※10 kg未満のもの又は10 kg未満の端数は10 kgとみなす	30 $\frac{1}{100}$ リにつき 5 円 ※30 $\frac{1}{100}$ リ未満のもの又は30 $\frac{1}{100}$ リ未満の端数は30 $\frac{1}{100}$ りとみなす	
一部改正 (題名改正) 昭和49年4月1日 尼崎市環境処理センター条例 同 施行規則			
一部改正 昭和51年4月1日	10 kgにつき 40 円 ※10 kg未満のもの又は10 kg未満の端数は10 kgとみなす		一頭につき 350 円
一部改正 昭和53年4月1日	10 kgにつき 55 円 ※10 kg未満のもの又は10 kg未満の端数は10 kgとみなす		
一部改正 昭和59年4月1日		30 $\frac{1}{100}$ リにつき7 円 50 銭 ※30 $\frac{1}{100}$ リ未満のもの又は30 $\frac{1}{100}$ リ未満の端数は30 $\frac{1}{100}$ りとみなす	
一部改正 昭和60年5月1日			一頭につき 400 円
一部改正 昭和63年4月1日	10 kgにつき 67 円 ※10 kg未満のもの又は10 kg未満の端数は10 kgとみなす	30 $\frac{1}{100}$ リにつき 9 円 ※30 $\frac{1}{100}$ リ未満のもの又は30 $\frac{1}{100}$ リ未満の端数は30 $\frac{1}{100}$ りとみなす	一頭につき 600 円
一部改正 平成5年7月1日	10 kgにつき 75 円 ※10 kg未満のもの又は10 kg未満の端数は10 kgとみなす	30 $\frac{1}{100}$ リにつき 13 円 ※30 $\frac{1}{100}$ リ未満のもの又は30 $\frac{1}{100}$ リ未満の端数は30 $\frac{1}{100}$ りとみなす	一頭につき 900 円

関係条例等	ごみ・燃え殻等	ふん尿	犬、猫等の死体
一部改正（題名改正） 平成8年4月1日 尼崎市立クリーンセンター 条例 同 施行規則			
一部改正 平成10年4月1日	10 kgにつき 86 円 ※10 kg未満のもの又は10 kg未満の端数は10 kgとみなす	30 $\frac{リットル}{}$ につき 19 円 ※30 $\frac{リットル}{}$ 未満のもの又は30 $\frac{リットル}{}$ 未満の端数は30 $\frac{リットル}{}$ とみなす	一頭につき 1,100 円
一部改正 平成13年4月1日		30 $\frac{リットル}{}$ につき 22 円 ※30 $\frac{リットル}{}$ 未満のもの又は30 $\frac{リットル}{}$ 未満の端数は30 $\frac{リットル}{}$ とみなす	
一部改正 平成15年4月1日	市、県、国等の公共施設ごみの使用料有料化実施		
一部改正 平成16年4月1日	市場、商店街ごみの使用料有料化実施		
一部改正 平成16年7月1日		30 $\frac{リットル}{}$ につき 26 円 ※30 $\frac{リットル}{}$ 未満のもの又は30 $\frac{リットル}{}$ 未満の端数は30 $\frac{リットル}{}$ とみなす	
一部改正 平成20年7月1日	事業活動に伴って生ずるものについては10 kgにつき103 円 ※10 kg未満のもの又は10 kg未満の端数は10 kgとみなす		
一部改正 令和元年10月1日	家庭生活に伴って生ずるものについては10 kgにつき103 円 事業活動に伴って生ずるものについては10 kgにつき123 円 ※10 kg未満のもの又は10 kg未満の端数は10 kgとみなす	30 $\frac{リットル}{}$ につき 29 円 ※30 $\frac{リットル}{}$ 未満のもの又は30 $\frac{リットル}{}$ 未満の端数は30 $\frac{リットル}{}$ とみなす	一頭につき 1,300 円

2 手数料(1)

○ 関係条例等	し尿		ごみ・燃え殻等
	一般家庭	会社・工場等 多量排出	
昭和16年5月28日 し尿汲取運搬料金	5人迄35銭 (1人増のつき5銭増) 共同便所 一戸につき35銭	牛馬車(6人積) 1台につき4円	
昭和19年1月11日 尼崎市し尿汲取及び 運搬手数料条例	汲取手数料 おけ1荷につき 32銭(3斗5升入) 運搬手数料 1石につき15銭(市内)	汲取手数料 1石につき1円 運搬手数料 1石につき1円	
昭和22年9月1日 尼崎市し尿汲取及び 運搬手数料条例一部 改正	汲取手数料 おけ1荷につき 32銭(3斗5升入) 運搬手数料 1石につき50円	汲取手数料 1石につき1円 運搬手数料 1石につき50円	
昭和25年4月1日 尼崎市し尿汲取手 料条例	おけ1荷につき 50円(1斗5升入)	し尿手びき車1台につき 300円(2石積) し尿自動車1台につき 1,500円(20石積)	
尼崎市じん芥運転手 料条例			じん芥自動車1台につき 500円(4t積)
昭和26年4月1日 尼崎市し尿汲取手 料条例 同施行規則	汲取手数料 おけ1荷につき 10円 運搬手数料 貯留層まで1石につき 10円 農地まで自動車 1台につき600円 (20石積・市内)	汲取手数料 自動車1台につき 800円(20石積) 自動車1台につき 400円(8石積) 運搬手数料 貯留層まで1石につき 10円 農地まで自動車1台につき 600円(20石積・市内)	
昭和30年4月1日 尼崎市清掃条例 施行規則	○人員制 1人1ヵ月15円 ○処理量制 30ℓにつき15円		1日平均10kg以上又は一時に100kg以上排出したとき1kg60銭 犬・猫の死体1頭につき100円 市長の指定する場所に搬入した場合1kgにつき10銭又は無料 犬・猫の死体1頭につき50円
一部改正 昭和31年9月 33年12月 34年3月 36年4月 39年9月	○人員制 1人1ヵ月15円 ○処理量制 30ℓにつき15円 市長の指定する場所に搬入した場合 3円50銭		

○ 関係条例等	し尿		ごみ・燃え殻等
	一般家庭	会社・工場等 多量排出	
一部改正 昭和42年4月	○人員制 1人1カ月15円 特別の依頼により市長の定める処理回数をこえて処理する場合1回200円 ○処理量制 30ℓにつき15円	業務上の事由により1日平均20ℓ以上排出の場合 30ℓにつき32円	業務上の事由により1日平均10kg以上、又は一時に100kg以上排出の場合 1kgにつき1円50銭
全部改正 昭和48年4月 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 同 規則			臨時に100kg以上排出の場合 100kgまで150円 100kgをこえる10kgにつき15円を加算する
一部改正 昭和49年4月1日	無料	事業活動に伴って1月平均600ℓ以上排出されるし尿 30ℓにつき32円 その他は無料	
一部改正 昭和51年4月1日		事業活動に伴って1月平均600ℓ以上排出されるし尿 1,000ℓ以下2,000円 1,000ℓを超える場合 30ℓ増すごとに100円加算 その他は無料	犬・猫等の死体 一頭につき350円
一部改正 昭和52年4月1日	臨時に収集する一般家庭から排出されるし尿 1回につき1,000円	臨時に収集する事業活動に伴って排出されるし尿 1回につき1,000円 (ただし収集量による料金も加算)	臨時に収集する一般家庭から排出される粗大ゴミ、燃え殻等 1世帯1回につき、1,000円
一部改正 昭和52年4月1日			犬・猫の死体 1頭につき700円
一部改正 昭和56年4月1日		事業活動に伴って1月平均600ℓ以上排出されるし尿 1,000ℓ以下2,600円 1,000ℓを超える場合 30ℓ増すごとに130円加算	臨時に収集する一般家庭から排出される粗大ゴミ、燃え殻等 1世帯1回につき1,300円
一部改正 昭和60年5月1日	臨時に収集する一般家庭から排出されるし尿 1,200円	事業活動に伴って1月平均600ℓ以上排出されるし尿 1,000ℓ以下3,000円 1,000ℓを超える場合 30ℓ増すごとに150円加算 臨時に収集する事業活動に伴って排出されるし尿 1,200円	臨時に収集する一般家庭から排出される粗大ゴミ、燃え殻等 1世帯1回につき1,500円 犬・猫の死体 1頭につき800円

○ 関係条例等	し尿		ごみ・燃え殻等
	一般家庭	会社・工場等 多量排出	
一部改正 昭和63年4月1日	臨時に収集する一般家庭から排出されるし尿 1,800円	事業活動に伴って1月平均600ℓ以上排出されるし尿 1,000ℓ以下4,500円 1,000ℓを超える場合 30ℓ増すごとに225円加算 臨時に収集する事業活動に伴って排出されるし尿 1,800円	
一部改正 平成5年7月1日	臨時に収集する一般家庭から排出されるし尿 2,700円	事業活動に伴って1月平均600ℓ以上排出されるし尿 1,000ℓ以下6,600円 1,000ℓを超える場合 30ℓ増すごとに330円加算 臨時に収集する事業活動に伴って排出されるし尿 2,700円	臨時に収集する一般家庭から排出される粗大ゴミ、燃え殻等 3,100円 犬・猫の死体 1頭につき 1,800円
一部改正 平成10年4月1日	臨時に収集する一般家庭から排出されるし尿 4,000円	事業活動に伴って1月平均600ℓ以上排出されるし尿 1,000ℓ以下9,900円 1,000ℓを超える場合 30ℓ増すごとに495円加算 臨時に収集する事業活動に伴って排出されるし尿 4,000円	臨時に収集する一般家庭から排出される粗大ゴミ、燃え殻等 3,600円 犬・猫の死体 1頭につき 2,700円
一部改正 平成13年4月1日			特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料 ユニット型エアコンディショナー（ウィンド型エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。） 1台又は1組1,800円 テレビジョン受信機 （ブラウン管式のものに限る。） 1台1,200円 電気冷蔵庫1台2,400円 電気洗濯機1台1,200円 （ただし、臨時ごみと併せて収集、又は自己搬入の場合は2分の1の額とする）
一部改正 平成14年4月1日			臨時に収集する一般家庭から排出されるごみ、燃え殻等 5,400円 大型ごみ処理手数料 金額は別紙参照

○ 関係条例等	し尿		ごみ・燃え殻等
	一般家庭	会社・工場等 多量排出	
一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 同 規則			特定家庭用機器廃棄物収集運搬 手数料 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 1 台 2,400 円
一部改正 平成 16 年 7 月 1 日		事業活動に伴って 1 月平均 600 ℓ以上排出されるし尿 1,000 ℓ以下 11,700 円 1,000 ℓを超える場合 30 ℓ増すごとに 585 円加算	
一部改正 平成 22 年 7 月 1 日		事業活動に伴って 1 月平均 600 ℓ以上排出されるし尿 1,000 ℓ以下 14,000 円 1,000 ℓを超える場合 30 ℓ 増すごとに 700 円加算 臨時に収集する事業活動に 伴って排出されるし尿 4,800 円	
一部改正 令和元年 10 月 1 日		事業活動に伴って 1 月平均 600 ℓ以上排出されるし尿 1,000 ℓ以下 16,800 円 1,000 ℓを超える場合 30 ℓ 増すごとに 840 円加算 臨時に収集する事業活動に 伴って排出されるし尿 5,700 円	

別紙

品目	手数料
卓球台	1,800 円
洋服だんす	
和だんす	
あんま機 (いす型のもの)	1,500 円
オルガン	
電子ピアノ	
物置	
サイドボード	1,200 円
ソファー (2人掛け以上のもの)	
ベッド (セミダブルサイズ又は2段以上のもの)	
冷凍庫 (電気冷凍庫を除く。)	
オーディオコンポ	900 円
カラオケセット	
げた箱	
健康器具 (ウォーカー等)	
食器棚	
整理だんす	
ベッド (シングルサイズのもの)	
ベッドマットレス (セミダブルサイズ以上のもの)	
本棚	
物干し台	
編み機	
オイルヒーター	
鏡台	
自転車	
姿見	
ソファー (1人掛けのもの)	
机	
テーブル	
電子レンジ	
流し台	
パーソナルコンピュータ用ラック	
ファンヒーター	
ベッドマットレス (シングルサイズのもの)	
ベビーベッド	
ミシン	
冷風機	
アコーディオンカーテン	300 円
アイロン台	
衣装ケース	
いす (ソファー及び座いすを除く。)	
一輪車	
便座	
ガスこんろ (2口以上のもの)	
簡易ベッド	
脚立	
キャビネット	

品目		手数料
こたつ		300 円
こたつ天板		
米びつ		
ゴルフクラブ (14 本まで)		
ゴルフバッグ		
座いす		
三輪車		
敷き布団用マットレス		
じゅうたん		
収納ボックス		
食器洗淨機		
食器乾燥機		
ショッピングカート		
スーツケース		
スキー用具 (板・ストック・(1組のもの))		
ストーブ		
スノーボード		
すのこ		
ズボンプレスナー		
扇風機 (羽根径 30 センチメートル未満のものを除く。)		
掃除機		
たらい		
チャイルドシート		
つい立て		
テレビ台		
電気カーペット		
電話台		
バーベキューセット		
ビーチパラソル		
布団		
風呂のふた		
ベビーカー		
ベビーバス		
ポータブル便器		
ポリタンク (18 リットル以上のもの)		
物干しざお		
柳ごうり		
よしず		
ラック (収納棚)		
ワゴン		
その他	最大の辺又は径が 50 センチメートルを超えるもので、重さが 50 キログラム以下及び体積が 1 立方メートル以下のもの	300 円
	最大の辺又は径が 50 センチメートルを超え、かつ、重さが 50 キログラムを超えるもの	1,800 円
	体積が 1 立方メートルを超えるもの	1,800 円
摘要	1 手数料の欄に掲げる金額は、1 品目当たりの単価とする。 2 この表に掲げる品目には、当該品目と形状が類似のものを含む。 3 長さ、重さ及び体積の測定方法は、別に定める。	

3 手数料(2)

関係条例等	一般廃棄物	関係条例等	産業廃棄物
昭和30年4月1日 尼崎市清掃条例 施行規則	汚物取扱業許可申請 手数料2,000円 再交付1,000円	昭和47年10月1日 尼崎市手数料規則の 一部改正	産業廃棄物処理業許可申請 手数料 新規許可5,000円
全部改正 昭和48年4月1日 尼崎市廃棄物の処理 及び清掃に関する条 例 同規則	一般廃棄物処理業 許可申請手数料2,000円 一般廃棄物処理業許可証 再交付申請手数料1,000円 し尿浄化槽清掃業 許可申請手数料2,000円 し尿浄化槽清掃業許可証 再交付申請手数料1,000円		
一部改正 昭和51年4月1日	一般廃棄物処理業 許可申請手数料4,000円 一般廃棄物処理業許可証 再交付申請手数料2,000円 し尿浄化槽清掃業 許可申請手数料4,000円 し尿浄化槽清掃業許可証 再交付申請手数料2,000円	一部改正 昭和52年4月1日	産業廃棄物処理業許可申請 手数料 新規20,000円 変更許可15,000円
昭和56年4月1日	一般廃棄物処理業許可申請 手数料5,200円 一般廃棄物処理業許可証再交付申請 手数料2,600円 し尿浄化槽清掃業許可申請 手数料5,200円 し尿浄化槽清掃業許可証再交付申請 手数料2,600円	一部改正 昭和56年2月1日	産業廃棄物処理業許可申請手数料 新規40,000円 変更許可37,000円
一部改正 昭和60年5月1日	一般廃棄物処理業許可申請 手数料6,000円 一般廃棄物処理業許可証再交付申請 手数料3,000円 し尿浄化槽清掃業許可申請 手数料6,000円 し尿浄化槽清掃業許可証再交付申請 手数料3,000円	一部改正 昭和59年4月1日	産業廃棄物処理業許可申請 手数料 新規56,000円 変更許可52,000円
		一部改正 昭和62年2月1日	産業廃棄物処理業許可申請 手数料 新規64,000円 変更許可59,000円
			産業廃棄物処理業許可申請 手数料 新規64,000円 ただし許可の更新の申請にあ たっては32,000円とする。 変更許可59,000円

関係条例等	一般廃棄物	関係条例等	産業廃棄物
一部改正 昭和63年4月1日	一般廃棄物処理業許可申請 手数料9,000円 一般廃棄物処理業許可証再交付申請 手数料4,500円 し尿浄化槽清掃業許可申請 手数料9,000円 し尿浄化槽清掃業許可証再交付申請 手数料4,500円	平成2年4月1日	産業廃棄物処理業許可申請 手数料 新規許可73,000円 ただし、許可の更新の申請にあたっては36,500円とする。 変更許可67,000円
一部改正 平成4年12月24日	一般廃棄物収集運搬業許可申請 手数料12,000円 許可更新申請 手数料12,000円 変更許可申請 手数料12,000円 許可証再交付申請 手数料6,000円 一般廃棄物処分業許可申請 手数料15,000円 許可更新申請 手数料15,000円 変更許可申請 手数料15,000円 許可証交付申請 手数料7,500円 一般廃棄物処理施設設置許可申請 手数料97,000円 一般廃棄物処理施設の構造又は規模変更許可申請 手数料91,000円	一部改正 平成4年7月4日	産業廃棄物収集運搬業許可申請 手数料73,000円 許可更新申請 手数料66,000円 変更許可申請 手数料65,000円 産業廃棄物処分業許可申請 手数料91,000円 許可更新申請 手数料85,000円 変更許可申請 手数料82,000円 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請 手数料73,000円 許可更新申請 手数料67,000円 変更許可申請 手数料65,000円 特別管理産業廃棄物処分業許可申請 手数料93,000円 許可更新申請 手数料86,000円 変更許可申請 手数料83,000円 産業廃棄物処理施設設置許可申請 手数料97,000円 産業廃棄物処理施設の構造又は規模変更許可申請 手数料91,000円

関係条例等	一般廃棄物	関係条例等	産業廃棄物
<p>一部改正 平成8年4月1日</p>	<p>一般廃棄物処理施設設置許可申請 手数料110,000円 一般廃棄物処理施設の構造又は規模変更許可申請 手数料100,000円</p>	<p>一部改正 平成8年4月1日</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業許可申請 手数料76,000円 許可更新申請 手数料69,000円 変更許可申請 手数料67,000円 産業廃棄物処分業許可申請 手数料95,000円 許可更新申請 手数料89,000円 変更許可申請 手数料87,000円 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請 手数料76,000円 許可更新申請 手数料70,000円 変更許可申請 手数料68,000円 特別管理産業廃棄物処分業許可申請 手数料98,000円 許可更新申請 手数料89,000円 変更許可申請 手数料90,000円 産業廃棄物処理施設設置許可申請 手数料120,000円 産業廃棄物処理施設の構造又は規模変更許可申請 手数料110,000円</p>
<p>一部改正 平成10年6月17日</p>	<p>一般廃棄物処理施設設置許可申請 手数料 法律第8条第4項に係るもの 130,000円 その他に係るもの 110,000円 一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料 法律第8条第4項に係るもの 120,000円 その他に係るもの 100,000円</p>	<p>一部改正 平成10年6月17日</p>	<p>産業廃棄物処理施設設置許可申請 手数料 法律第15条第4項に係るもの 140,000円 その他に係るもの 120,000円 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料 法律第15条第4項に係るもの 130,000円 その他に係るもの 110,000円</p>

関係条例等	一般廃棄物	関係条例等	産業廃棄物
		一部改正 平成 11 年 4 月 1 日	産業廃棄物収集運搬業許可申請 手数料 79,000 円 許可更新申請 手数料 72,000 円 変更許可申請 手数料 70,000 円 産業廃棄物処分業許可申請 手数料 99,000 円 許可更新申請 手数料 93,000 円 変更許可申請 手数料 90,000 円 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請 手数料 79,000 円 許可更新申請 手数料 72,000 円 変更許可申請 手数料 70,000 円 特別管理産業廃棄物処分業許可申請 手数料 100,000 円 許可更新申請 手数料 93,000 円 変更許可申請 手数料 94,000 円
		平成 12 年 4 月 1 日 尼崎市産業廃棄物等 関係事務手数料条例	産業廃棄物収集運搬業許可申請 手数料 81,000 円 許可更新申請 手数料 73,000 円 変更許可申請 手数料 71,000 円 産業廃棄物処分業許可申請 手数料 100,000 円 許可更新申請 手数料 94,000 円 変更許可申請 手数料 92,000 円 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請 手数料 81,000 円 許可更新申請 手数料 74,000 円 変更許可申請 手数料 72,000 円

関係条例等	一般廃棄物	関係条例等	産業廃棄物
			特別管理産業廃棄物処分業許可申請 手数料 100,000 円 許可更新申請 手数料 95,000 円 変更許可申請 手数料 95,000 円
一部改正 平成 13 年 6 月 1 日	一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けに係る許可申請 手数料 94,000 円 一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割に係る認可申請 手数料 94,000 円	一部改正 平成 13 年 4 月 1 日	産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けに係る許可申請 手数料 94,000 円 産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割に係る認可申請 手数料 94,000 円
		一部改正 平成 16 年 7 月 1 日 (登録関係手数料) 平成 17 年 1 月 1 日 (許可関係手数料)	「使用済自動車リサイクル法関係」 取引業者の登録申請 手数料 5,600 円 引取業者の登録更新申請 手数料 3,600 円 フロン類回収業者の登録申請 手数料 6,000 円 フロン類回収業者の登録更新申請 手数料 4,000 円 解体業の許可申請 手数料 78,000 円 解体業の許可更新申請 手数料 70,000 円 破碎業の許可申請 手数料 84,000 円 破碎業の許可更新申請 手数料 77,000 円 破碎業の変更許可申請 手数料 75,000 円
一部改正 平成 23 年 7 月 1 日	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定申請 手数料 33,000 円 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定更新申請 手数料 20,000 円	一部改正 平成 23 年 7 月 1 日	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定申請 手数料 33,000 円 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定更新申請 手数料 20,000 円

		一部改正 平成 30 年 4 月 1 日	<p>2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請 手数料 147,000 円</p> <p>2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請 手数料 134,000 円</p> <p>「使用済自動車リサイクル法関係」破碎業の変更許可申請 手数料 67,000 円(改定)</p>
--	--	-------------------------	--

第10章 委託業者・許可業者

1 委託業者一覧表 (令和6年度)

(ごみ収集)

区分	名称	代表者	所在地	電話
委託	(有)荒木衛生	荒木敏恵	尼崎市浜田町 1-2	6417-0775
委託	(株)阪神衛生	福本義夫	尼崎市西立花町 2-30-12	6417-8220
委託	(株)飯尾	飯尾直丈	尼崎市西川 1-1-18	6498-3165
委託	(有)沖田実業	河野一茂	尼崎市水堂町 4-9-23	6430-9628
委託	(有)松川衛生	青山早苗	尼崎市菜切山町 53	6438-0291
委託	(株)東洋工業所	沼田義治	尼崎市西立花町 2-20-20	6416-1341
委託	尼崎商業事業(株)	下村忠功	尼崎市東海岸町 1-52	6409-1005
委託	(株)摂津	山本真二	尼崎市東塚口町 2-4-27	6429-1818
委託	泉興業(株)	泉原久人	尼崎市東七松町 1-15-20	6418-3003
委託	(有)森衛生	川内 隆	尼崎市下坂部 3-7-12	6493-5270
委託	(有)宮城衛生	宮城幸弘	尼崎市南武庫之荘 12-20-7	6437-5117
委託	(有)清菱	小林昌代	尼崎市南武庫之荘 12-13-13	6437-0660
委託	(株)尼崎浄水工業所	梅本年幸	尼崎市水堂町 2-30-2	6438-3343

(小動物の死体)

委託	(有)沖田実業	河野一茂	尼崎市水堂町 4-9-23	6430-9628
----	---------	------	---------------	-----------

(焼却灰搬送)

委託	(株)摂津	山本真二	尼崎市東塚口町 2-4-27	6429-1818
委託	西播通運(株)	小西毅	相生市汐見台 15-1	0791-22-3000

(焼却灰処分)

委託	大阪湾広域臨海 環境整備センター	荒木一聡	大阪市北区中之島 2-2-2	6204-1721
委託	(公財) ひょうご環境創造協会	秋山和裕	神戸市須磨区行平町 3-1-18	078-360-1308
委託	住友大阪セメント(株) 赤穂工場	廣島雅人	赤穂市折方 1513	0791-43-1111

(し尿収集・汚泥収集・地域清掃・駅前ターミナルごみ収集搬送・廃棄物搬送・不法広告物等除却・不法投棄防止対策)

委託	(公財)尼崎環境財団	土元英樹	尼崎市東海岸町 1-120	6409-1313
----	------------	------	---------------	-----------

2 委託業者登録車両一覧表 (令和6年度)

(一般家庭ごみ収集)

業者名	登録車両 (台)	人員 (人) ※ 正規職員のみ		
		運転手	作業員	計
(有)荒木衛生	5	3	2	5
(株)阪神衛生	11	9	6	15
(株)飯尾	13	10	4	14
(有)沖田実業	11	4	3	7
(有)松川衛生	14	8	1	9
(株)東洋工業所	6	4	2	6
尼崎商業事業(株)	9	18	2	20
(株)摂津	15	11	19	30
泉興業(株)	7	8	0	8
(有)森衛生	10	4	4	8
(有)宮城衛生	7	5	6	11
(有)清菱	14	14	3	17
(株)尼崎浄水工業所	3	4	7	11
計	125			161

(地域清掃・側溝汚泥収集)

業者名	登録車両 (台)	人員 (人)		
		運転手	作業員	計
(公財) 尼崎環境財団	2	1	1	2

(し尿収集)

業者名	登録車両 (台)	人員 (人)		
		運転手	作業員	計
(公財) 尼崎環境財団	4	1	2	3

(駅前ターミナルごみ収集搬送・し渣搬送・不法広告物等除却・不法投棄防止対策)

業者名	登録車両 (台)			人員 (人)		
	種別	台数	計	運転手	作業員	計
(公財) 尼崎環境財団	駅前ターミナルごみ	1	5	1	1	6
	不法広告物等除却	4		2	2	
	不法投棄					

3 許可業者一覧表 (令和6年度)

取扱い廃棄物	名称	代表者	所在地	電話
ごみ	(株)摂津	山本真二	尼崎市東塚口町 2-4-27	6429-1818
ごみ	(株)阪神衛生	福本義夫	尼崎市西立花町 2-30-12	6417-8220
ごみ	(有)松川衛生	青山早苗	尼崎市菜切山町 53	6438-0291
ごみ	(有)清菱	小林昌代	尼崎市南武庫之荘 12-13-13	6437-0660
ごみ	(有)宮城衛生	宮城幸弘	尼崎市南武庫之荘 12-20-7	6437-5117
ごみ	(有)荒木衛生	荒木敏恵	尼崎市浜田町 1-2	6417-0775
ごみ	(有)森衛生	川内 隆	尼崎市下坂部 3-7-12	6493-5270
ごみ	(株)飯尾	飯尾直丈	尼崎市西川 1-1-18	6498-3165
ごみ	(有)沖田実業	河野一茂	尼崎市水堂町 4-9-23	6430-9628
ごみ	尼崎商業事業(株)	下村忠功	尼崎市東海岸町 1-52	6409-1005
ごみ	(公財) 尼崎環境財団	土元英樹	尼崎市東海岸町 1-120	6409-1313
実験動物の死体	(株)猪名川動物霊園	横井鐘子	猪名川町清水字前谷 51-2 (事務所) 尼崎市東難波町 4-360	072-769-0339
し尿浄化槽汚泥	(株)東洋工業所	沼田義治	尼崎市西立花町 2-20-20	6416-1341
し尿浄化槽汚泥	尼崎浄化清掃(株)	土居敬弘	尼崎市西立花町 3-12-8	6416-3747
し尿浄化槽汚泥	(株)尼崎浄水工業所	梅本年幸	尼崎市水堂町 2-30-2	6438-3343
し尿浄化槽汚泥	(株)立花環境設備	本田裕一	尼崎市南初島町 8-191	6412-5825
し尿浄化槽汚泥	泉興業(株)	泉原久人	尼崎市東七松町 1-15-20	6418-3003

第 11 章 清掃関係法規等

条例・規則については、尼崎市ホームページの例規検索システムをご利用ください。
ホームページアドレス <https://www1.g-reiki.net/reiki4af/reiki.html>

第 10 類 保健衛生の各章に記載してあります。

- 尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例 (第 3 章)
- 尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (第 4 章)
- 尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則 (第 4 章)
- 尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 (第 4 章)
- 尼崎市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則 (第 4 章)
- 公衆便所の設置及び管理に関する条例 (第 4 章)
- 尼崎市立クリーンセンターの設置及び管理に関する条例 (第 4 章)
- 尼崎市立クリーンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則 (第 4 章)

要綱については、以下のものがあります。

- さわやか推進員制度要綱
- 尼崎市資源集団回収運動奨励金交付要綱
- クリーンパートナー設置要綱
- 尼崎市違反広告物簡易除去市民活動員設置要綱
- 生ごみ処理機・剪定枝粉碎機等購入費補助金交付要綱
- 尼崎市一般廃棄物収集運搬業の積替え保管に関する要綱
- 一般廃棄物再生輸送業者に関する事務処理要綱
- 尼崎市使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金交付要綱
- 尼崎市資源物回収拠点設置補助金交付要綱

清掃事業概要（令和6年度版）

令和7年2月発行

尼崎市経済環境局環境部資源循環課

〒660-0842 尼崎市大高洲町2番地

TEL 06-6409-1341

FAX 06-6409-1277